

平成二十二年六月二十四日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。会議はお手元に配付してあります日程により議事を進めます。

△日程第一 議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一、議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件を議題とします。

本件については、十五日の会議で提案理由の説明を受けておりますので質疑に入ります。

六名の議員から質疑の通告がされております。したがって、順次、発言を許します。

まず、二番、笹井義一議員の質疑を許します。笹井議員。

○二番（笹井義一君） トップバッターでございますので、極めて単純な質疑でございますけれども、行いたいと思います。

議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件でございます。まず、一つ目は、副市長を二名とする。二名以下になるわけですが、二名できるということでございますので、この二名とする根拠は何か示されたい。

二つ目が、霧島市など近傍の市の実態はどのようになっていくのか、これをお示し願いたいと、この二点でございます。よろしくお

願いたします。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員の御質疑にお答えいたします。

始良市副市長を二名にする根拠についてであります。今回提案いたしました二人以内という規定は、今後市政を推進するに当たって、旧三町の早い時期での行政の一体化、及びより一層の地域活性化を図るため、状況によってはその展開の中で副市長を二人体制とし、行政施策を強力に進めていくことを想定し、規定しようとするものであります。

また、近郊市の実態といたしましては、霧島市、薩摩川内市、鹿児島市が二人体制としており、県内では曾於市、南九州市を加えた五市において副市長を二人置いているようであります。

○二番（笹井義一君） 合併に伴いまして、三つの旧町の調和をとると、そのため二人制にすると、このような説明でございます。これは本当に大事なことだろうと思えます。一刻も早く一体となつた行政が行われて、漏れのないような形で進んでいくことは必要でございます。

この各市の、私市のほうを調べてみますと、二人という規定しているところ、二人以内とするところ、このような規定しているところがございます。今答弁書の中にありましたように、霧島市が二名、それから、薩摩川内市が二名、曾於が二名、そして南九州市が二名、出水市、指宿、それぞれが二名と、このようになっておりますけれども、この中でも、二名、それから一名とかいうような形でしているようでございます。

また一方、一番大きな鹿屋市等については一名、あるいは南薩摩は小さいところですが、一名という、一名が六対五、七対六、六対

五ですか、そんな形でやっているようでございます。この副市長二名制というのも走り出しの段階では大切なことだろうと思えますけれども、これが一段落つけば、やはり新たな市の中でいろんな財源等々も考えていくと、これは一人制になっていくのかなと考えておりますが、そのあたり市長の頭の中で考えていらっしゃることを、少し述べていただきたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

始良市は三月二十三日に発足いたしました。およその人口がもう七万六千人に近づこうとする現状でございます。そういう中にありまして、新市としてのまちづくり計画を今後策定する中で、改めて任についてみますと、その広さ、そして事業の範囲、大変なものがございます。

町と市ということにつきましても、そのおのずと与えられた職責というのかなり違っているように、スケールメリット、スケールが大きくなったことによつて、かなりの仕事がふえてきているのが現状であります。

また、旧三町ではありますけれども、それぞれのいろいろな外郭団体、そして公的団体につきましても、また合併が完全に済んでいない状況にありますと、それぞれの団体に出席をしなければなりません。そういう中であつて、ただいまは土日もない状態で執務についている現状でございます。そういうこと、それぞれの地域民の皆様方の心情をお察し申しますと、自分の地域に首長が参加しないということについては、大変寂しい思いもされているのではないかと、いうことを考えます。

そういう意味からも、三町のそれぞれの地域性を尊重しながら、

そして一日も早い融合性を図るためにも、副市長を二人制をしいていただきまして、そして一日も早い始良市としての融合を図ってまいりたいし、さらなるまちづくり計画の推進にも手をつけていきたいというふうに考えているところであります。

その後のことにつきまして、業務の内容がどのようなようになっていくかということについては、今予測できる状況にはございませんけれども、とにかく大事なまちづくり、基礎をつくる四年間、その特に二年間が大事と考えますだけに、議員の皆様方には、その辺のところを御理解いただきたいというふうに考えているところであります。

○二番（笹井義一君） 終わります。

○議長（兼田勝久君） これで笹井義一議員の質疑を終わります。

次に、五番、田口幸一議員の質疑を許します。

○五番（田口幸一君） 議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件について、一番目に、定数は二人以内とするとなっておりますが、一人とするにしたほうが私はよいと考えます。なぜかと申し上げますと、始良市の地方債残高、借金は平成二十二年度末で三百五十一億一千三百四十九万二千円になります。これは予算書二百二十一ページに載っております。

三番目に、副市長の人件費は、当初予算では一人分しか計上しておりません。私の見る限り。これは予算書二百八ページに掲載しております。

四番目に、始良町のこの一般会計の当初予算では、自主財源が三二・七％、依存財源が六七・三％で財政基盤が弱いと思えます。これは予算概要書、私は二十七ページで見ました。

そして最後に、鹿屋市、日置市、志布志市などの副市長の実態は

どのようなになっているのか御説明願います。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑にお答えいたします。

副市長の定数につきましては、さきの笹井議員の御質疑にお答えしましたとおりでございます。議員御指摘のとおり、財政状況の厳しい中ではありますが、であればこそ、早急な行政施策を推進し、三町合併のいち早い効果を得るためにも、手法として考え得る政策であると私は確信しております。

二人体制の予算計上につきましては、その進展に合わせまして、しかるべき時期に補正措置をお願いしたいと考えております。

また、お尋ねの鹿屋市、日置市、志布志市におきましては、副市長一人であり、笹井議員にお答えしましたとおり、副市長二人体制は県内五市となっております。

○五番（田口幸一君） それでは、二回目の質問に入ります。

先ほど鹿屋市のことを言いました。今市長より答弁をいただきましたが、鹿屋市は財政環境が変わり、緊縮財政にあることや、少子高齢化、人口減少が進む地域の今公共下水道事業をやっているというふうになっておりますが、この公共下水道事業は全体計画による八十三億円の減になり、現在の工事の進捗率は三九・六%になっているとのことであります。これは新聞報道とか、私も鹿屋市のほうに情報提供を求めました。だから鹿屋市の議会や鹿屋市民は、副議長は一人が望ましいとの考え方でございます。

先ほど始良市の人口は七万六千人に到達すると市長は言われましたが、鹿屋市の人口は約十万人です。このことから笹山市長の考え方を再度お聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質問にお答えいたします。

副市長の役目ということにつきましては、先ほども申し上げましたとおりでありますけれども、現在の始良市を取り巻く環境ということを考えましたときに、まず特出されるべき特徴は、鹿児島県でも一つか二つだと思えますが、唯一人口が確実に増加が予想される地域であります。

そういう中にありまして、始良市のまちづくり、このことをどのように図っていくのかということと、また私の課せられたいろいろな大きな政策課題がございます。例えば、火葬場とか、消防署とか、小学校建設初め庁舎建設、これらのことをいろいろと政策を果敢に挑戦しなければならぬわけですが、そういうことを総合的にかんがみまして、どうしてもこのことを市長一人、副市長一人で当てるには任が少し重い、これを分担して私が、より政策的課題に果敢に挑戦できるような環境を整えたいということを、考えているわけであります。そういうことをお願いをしているところでございます。

○五番（田口幸一君） それでは、今度東串良町の例を申し上げたいと思います。東串良町においては、副町長を廃止すべきだという陳情書が町民から町長と議長あてに出されております。提出されたのは、平成二十二年六月十五日で、この理由は少子高齢化による緊縮財政下であり、財政悪化が原因であります。このことについて始良市と東串良町は、先ほど笹山市長が語る述べられました。私もそのことは理解しますが、この始良市と東串良町においては、人口規模とか、財政規模も違いますけど、この廃止の、副町長廃止の件が出ていますので、このことについて考えをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑にお答えいたします。

議員のおっしゃる主なる廃止の根拠となることは、行財政改革にあるのかというふうに考えます。行財政改革のあり方については、いろいろな手法があるというふうに考えますが、本市におきましては、さきの議会でも、今議会でも冒頭に施政方針並びに当初予算等々でもお話ししていただいたように、行財政改革の取り組みについては、本年度中に、その諮問をいただく委員会等を立ち上げまして、早急な措置をするということを考えております。

したがって、行財政基盤の根拠に基づく人の配置とすることなのか、施策を積極的に推進しての人の配置とすることなのか、というこの観点の違いはあるかと思えます。私といたしましては、財政改革につきましては、その他の手法で十分補えることであり、この積極的な施策を推進するために、まずこの体制をつくっていききたいというのが私の考えでございます。

○議長（兼田勝久君） 田口議員、三回の質疑が終わりました。

○五番（田口幸一君） 二回目ですよ。あれは通告……

○議長（兼田勝久君） 三回が終わりました。

○五番（田口幸一君） 三回ですか、そしたら討論でやります。

○議長（兼田勝久君） これで田口幸一議員の質疑を終わります。

次に、一三番、里山和子議員の質疑を許します。

○一三番（里山和子君） 条例では副市長の定数を二人以内とするものとありますけれども、一般会計の予算書を見ますと、一人の予算になっていると思えます。三町のどの町から選任しようとしているのか、また今回一人にした理由を伺いたいと思えますということですので。

○市長（笹山義弘君） 里山議員の御質疑にお答えいたします。

副市長の定数につきましては、さきの笹井、田口両議員の御質疑にお答えしたとおりでございます。したがって、二人体制の予算計上につきましては、その進展にあわせて副市長選任を行い、しかるべき時期に補正措置をお願いしたいと考え、当初予算におきましては一人分の予算計上としていただいております。

また、選任につきましては、基本的に三町のどの町からというような選択肢ではなく、行政施策上の手腕も合わせ人格・識見ともに秀でた人材と考えているところであります。

○一三番（里山和子君） 今までの質疑の答弁など聞いてますと、五市では二人となっているということですが、始良市は人口規模でいきましても、県内で五番目に位置しているわけで、二人体制というのは必要ではないかと思えます。

確かに、借金も多くて問題に私もしているんですけども、今回、特に合併時ということもありまして、旧三町の利害が絡むということも、この四年間は特に出でくるのではないかというふうに考えますし、例えば、市長が出ておられる旧加治木町とか、その市長を出せなかった町があと二つあるとか、いうようなことを考えますと、議員は確かに町民の意見は述べることはできるんですけども、執行権といいますか、予算を組むのは当局になりますので、当局のほうに各町の利益を代表する市長の出でない町から、一人ずつという副市長を置くというのは、私はやっぱり必要になってくるんじゃないかと思えますが、市長はどのようにお考えになるのかどうか。それと二人目は選任するようなことを述べておられるんですけども、いつごろまでに二人となる体制となるのかそのあたりをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 先ほどのさきの議員の御質疑にもお答えしましたとおりであります。議員御指摘のとおり、まさに今は生まれて産みの苦しみの時期でございます。したがって、そういう各町で培ってこられた歴史、伝統、これらをしつかりと新市につないで、そして新市としての新たな歴史をつくっていかねければならないということを考えましたときには、その地域性、そしてその業務のあり方、そしてまちづくりの立て方等々を考えますと、そのようなことを包含いたしましたして、しつかりと人選にはあたりたいたいふうふうに考えております。

二人目のことを今お尋ねでございますが、今私に課せられたまじしなればならないことは、この二十二年度の本予算をしつかりと確定いたしましたして、この作業が終わりましたら、すぐに二十三年度の本予算のヒヤリングに入らなければいけないという責務がございます。そういうことを考えましたときに、まちづくりのあり方等々を考えますと、それらの必要性が早急に出てくるかどうか、その時期をにらみながらその時期で、皆様方に御相談をすべきであるうというふうに考えますだけに、時期については、この時点で明確にお答えすることは差し控えさせていただきます。

○一三番（里山和子君） 二人目を私は急がれたほうがいいと思いますけれども、二人以内ということになりますと、政策的に強い方というような選び方ももちろんあると思うんですけれども、男女共同参画社会がうたわれて長くなるんですけれども、やっぱり二人となると、女性の副市長というのも女性の有権者のほうが男性よりも多いわけですから、女性の住みやすい町というような子育て環境とか、高齢者の環境とか、そういったことを女性は敏感にとらまえる

ることができてると思うんですけれども、そういった観点から、そういう政策に強い女性の副市長というのを、お考えになる気持ちはないのかどうかを伺っておきたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 里山議員の御質疑にお答えいたします。

議員ただいま御指摘の点、大変重要な点であろうというところは認識しているところであります。選任におきましては、先ほど来、申し上げておりますように、行政施策上の手腕を合わせ、人格、識見ともに秀でた人材を登用するつもりでございます。そのような意味から、総合的に勘案しまして、御提案申し上げるつもりでございます。その辺のところを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで里山和子議員の質疑を終わります。

次に、一四番、河東律子議員の質疑を許します。

○一四番（河東律子君） 四番目になりましたので、前の三人の方の御質疑でほとんど解明されております。私がお尋ねいたしたいのは、やはり副市長の役割というのは何なんだろうということ、今市長の答弁の中でいろいろお聞きいたしました。

それで自治法を見ますと、長を補佐する役目ということになっているわけです。補佐とは何ぞやということになるわけですね。政治の面でありますので、政策面とか、その他もろもろあるかと思うんですけれども、今、本日、四四号を今議論しまして即決になりました、議決、あるいは否決、どちらかに決まるわけですが、今回即決をされたということは、本議会の中で副市長を一人任命したいという意向であられるのか、その辺をまずお聞きしたいと思えます。

○市長（笹山義弘君） 御質疑の点、通告外でございますので、

後ほどお答え申し上げます。まず、通告でいただきました御質疑についてお答えいたします。

副市長の定数につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。したがって、一人ないし二人という体制を視野に入れながら、副市長選任を行いたいという基本的な考え方のもとに提案しております。

一般論で申しますと、副市長を置かないという選択肢もあるわけでございますが、この場合は置かない旨の条例を制定することとなります。

また副市長の役割と人選についての考え方でございますが、市長である私を補佐し、補助機関たる職員の担任する事務を監督していただくことはもちろん、より積極的な政策判断、企画立案にかかわっていただき、機能的かつ効率的な組織運営を図りたいと考えております。また、人選につきましても、人格、識見ともに、それにふさわしい人材を選任させていただきたいと考えております。

また、本日、御質疑の件でございますけれども、先ほど来、申し上げておりますように、私に課せられた四月二十六日から、この職責をいただいておりますけれども、大変な厳しいスケジュールの中で、多岐にわたる業務を遂行しなければならぬということを考えましたときに、一日でも早い副市長の就任を願いたいというのが、今の私の業務を考えたときの率直な考えでございます。

○一四番（河東律子君） それではもうちょっと伺いたしますけれども、例えば、人それぞれにオールマイティーということはなかなか難しいわけです。この人はこういう面に強いよとか、非常に財政面に強いよとか、まちの施策等でいきますと、福祉、教育、

医療とか、ソフト面的なもの、また建設とか、いわゆる土木関係とか、ハード面的なものとかいろいろなそういうものがあります。例えば、国の菅総理にしましても内政には強いが、外交はどうなんだろうかというような、そういう意見もあつたりいたしますけれども、やはり二人体制となりますと、いろんな面で、そういったような施策の方向性といえますか、すべてのものにオールマイティーとかなかないかというので、地域性、それから、先ほど里山議員のほうからも言われました女性の登用とか、そしてそのような施策についてこういう面で詳しい人、例えば、市長が市長はこういう面では詳しいんだけど、もっとこういう面を補佐してくれる人というのを選びたいとか、そういう御意向はございませんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 副市長の任務、そして権限ということになるかと思いますが、以前は助役という制度であったわけですが、これが町においては、副町長、市においては副市長というふうに自治法が改正になった一つには、副市長にその責任を、その権限を一部持たせるということで、さらにその任の重さが高まったところがあります。

私も公務によって東京出張並びに市長会、いろいろと会合もふえてまいりました。またそれに伴う充て職等も相当ふえている現状でございます。そういう中にありまして、私が不在の折にしっかりとその業務について決裁をするということが、滞るといふようなことがあつてはならないわけでありまして、そういう意味からもしっかりと副市長を置いて、事務の執行がスムーズに図られるようにしていきたいという点が一点。

それから、今お話ありましたように、地域性及び業務の内容をい

ろいろと精査いたしましたして、ある程度のそういう専門性ということも必要かと思えますけれども、このような職に当たる立場の者を選任することになりなると、社会的にはそれなりの相当の経験を踏んだ方々に、お願いすることになるのかということを考えましたときに、行政についてある程度明るい、そして先ほど出ております男女共同参画社会における男女のそういういろいろな問題等々について、十分認識のあられる方を当然選任することになるとうふううふうに考えているところでもあります。

○一四番（河東律子君） よろしいです。

○議長（兼田勝久君） これで河東律子議員の質疑を終わります。次に、一六番、東馬場弘議員の質疑を許します。

○一六番（東馬場弘君） ほとんど答えが出そろった感じがありません。もう質疑は辞退したいと思うんですが、通告しておりますので、一応質問したいと思えます。

まず、一番目です。副市長の定数を二名以内とあるが、二名置くのか、これはことし中のことでしょうか、ちまたでは一名でも十分という意見が多いんですが、どう考えておられるか。

二番目に、二名置くとなりますと、市長よく言われるんですけども、行財政改革、その中で職員の定員適正化、組織機構の見直しなど、施政方針との整合性が伴わないんじゃないかというふうにも思えます。

また、市長はよく市民の声を幅広く市政に反映するためにということでもありますけれども、この施政方針の中に、この言葉を見たときに、本当に市民の声を聞いているのか、今後また聞いていかなくちやいけないんでしょうけども、その点をお伺いしたいというふう

に思います。

○市長（笹山義弘君） 東馬場議員の御質疑にお答えいたします。副市長の定数につきましては、先ほどお答えしたとおりでございますけれども、したがって、一人ないし二人という体制を視野に入れ提案しているところでございます。

副市長二人体制に踏みきる場合は、より強力によりきめ細かい行財政運営を推し進め、機能的かつ効率的な組織運営を、早急に図りたいという市長としての私の政策判断の結果であると、御理解願いたいと考えております。

次に、今回の条例制定案を上程するに当たり、市民の声を聞いたかということでございますが、私と同様に今回の選挙で当選された議員の皆様方も市民の代表であり、この議会で御審議いただくことが第一義であると考えております。

また、副市長の二人体制につきましては、御指摘の行財政改革、職員の定員適正化など、施政方針との整合性が伴わないとのことですが、合併当初の多くの事務事業の執行管理や少子化対策、産業振興、定住促進対策など山積みする行政課題に迅速かつ的確に対応するためにも、副市長を二人体制とすることは、今後の行政運営にも相当の効果が得られるものと確信しております。

○一六番（東馬場弘君） 項目については大体わかりました。項目要旨二のところではわかるんですが、なぜ二人でなくてはいけないのかということもまず考えるわけです。今説明にありましたけれども、これ大体わかりましたけれども、副市長、細かいことを言いますと、年間の給料、これが一人であれば、その分が何かに回せるというのが考えられるわけです。

それと後、この副市長の仕事の内容ですけれども、先ほだから市長は言われるんですけども、多くの業務があるということですけども、多くの業務というのは、先ほども市長言われてましたけれども、充て職がほとんどじゃないかということを考えられます。そういうことを考えますと、まず、行革をしつかりやっていただいでからで二名というのは、それからでも考えていいんじゃないかというふうに、答えにもありますから、そういった方向でやっていただきたいというふうに考えます。答弁は要りません。

○議長（兼田勝久君） これで東馬場弘議員の質疑を終わります。

次に、一〇番、和田里志議員の質疑を許します。

○一〇番（和田里志君） 大方の質疑が出そろいましたので、あえて似たようなのはしませんが、定数を二人以内にした根拠、それとほかの自治体の定数、どうなっているかということにつきまして、お聞きしました。

本市の三番目の具体的な副市長の設置について、どのように考えているかということについて絞ってお尋ねしたいと思いますが、いろんな事例も出されましたが、再度本市について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思うんですが、ここに埼玉県の越谷市のある議員の市政報告があるわけですが、この越谷市、人口三十二万、本市の大体四倍近い人口規模の市であります。ここで副市長の二人制が議論されたらと、一人制にしてということで議員から提出されたんですが、余り活発な議論がされなかったというようなことで、そこで市民団体から署名活動によって請願が出され、そして逆にその請願が採択されたということで、その後、市長はみずから逆に一人制を提案して、副市長は一人になったという経緯があります。

ども、こういう経緯を聞かれて、再度本市について、副市長の人数について市長のお考えを最後に聞かせたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 和田議員の御質疑にお答えいたします。

定数等については、先ほどお答えしたとおりでございます。県内においては、県内五市が二人制をひいていてございまして、何度も繰り返しになりますけれども、具体的な副市長設置についての考え方でありますけれども、当面、一人ないしは二人という体制を視野に入れながら選任を行いたいという基本的な考え方のもとに、より積極的な政策判断、企画立案にかかわっていただき、機能的かつ効率的な組織運営を強力に、また早急に推進していきたいという考えに変わりはないわけでありまして。

私も職務上いろいろと近隣の市長とも会合の後、懇談する機会があるわけでございますが、一つの事例を申し上げますと、薩摩川内市におきましては、当初は一人副市長制でありましたけれども、先日全国の市長会の折に、岩切市長がおっしゃったことは「笹山さん、ぜひ二人にしゃんと、もう絶対それがよかん」と、その理由につきましては、その副市長を二人置いたことによりまして、各部の部長も負担が軽減される部分があり、より効果のある執行ができるということと、市長にとっても政策決定等に専念することができまから、ぜひとも私どもの役目といたしましては、東京なり、県に出向いて予算陳情をするということがあるわけでございますが、そういうことにつきましても、このことに専念できる。つまり、こういうことは政策、執行するための裏づけがつけられるということが言われるところであります。したがって、そういうことからぜひともこの体制をひいていただきたいということを、考えているとこ



ろであります。

住民の側からのとか、いろいろなお考えもあるうかと思えますけれども、なんといいましても、本市は合併市でございます。したがって、まちづくり計画及び総合計画についても、これからしっかりとつくりたいといけないうことを考えましたときに、私といたしましては、トップセールスとして、私の政策課題解決のために全力を傾注していかなければならないという強い覚悟がございます。

そのことをするためにも、しっかりとこの内政といえますか、市政の行政執行については、しっかりとこの二人制で、当面は一人ですが、二人制でしっかり支えていただきたいと、部長にその権限を与えようと思っても、自治法でそのことは許されていないわけでありまして、そういうことを考えたときにも、ぜひともそのように進めていきたいというふうを考えているところであります。

○議長（兼田勝久君） 以上で和田里志議員の質疑を終わります。以上で質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第四号始良市副市長定数条例制定の件は会議規則第三十七条第三項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○五番（田口幸一君） 反対討論、賛成討論どちらからでもいいわけですか。

○議長（兼田勝久君） 反対討論から求めます。

○五番（田口幸一君） 先ほど三回目ということで、私のがもう四回目に入っていることですが、まずそのことを申し上げ、正してから反対の立場で討論をいたしたいと思えます。

市長の合併市で何もかも今やっている、市長の意気込みというものもわかってきました。川内市の市長も二人にしやんせというその辺のことも理解できます。細かいことも私も市長と日曜日朝早くから激務だということも認識をしております。朝起き会に四時に起きて来られましたね。同席しました。そして先日の重中での思川ロードの歩こう会にも来てあいさつをされましたが、またほかにまた行事があるということでも退席をして行かれましたが、そのようなことで健康面のほうにも私は副市長はぜひ置くべきだということでございますが、各論をお尋ねいたします。これはもうお尋ねじゃなくて、私の三問目で、副市長の年収は月額報酬が出ています。それを私たたいてみれば一千三十二万八千四百円、それに副市長の共済費、市町村共済費に組合に納める共済費を、これは幾らになるか出ていまして、予算書に、この合わせた公金支出は、副市長一人分が約千五百万円になると、私はそのように計算しておるんですが、そこで始良市は、立派な、この会場に今着席していらつしやいます。総務部長は自治法によって副市長の代理はできないということをおっしゃったけど、今まで四月二十六日、三月二十三日、始良市がスタートしたわけですから、総務部長さん、そして企画部長、建設部長等の人事発令が、みんな立派な方々です。なされております。先ほどから一回目、二回目で申し上げましたように、始良市は自主財源に乏しい財政下にありますので、私は二人以内となっております。

けど、ここではつきりと副市長は一人と明記すべきだと考えます。よって、この議案第四四号に反対いたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 賛成者ないようですので、ほかに討論はありませんか。

○一九番（神村次郎君） 副市長の二人制ですが、私は旧町の時代に合併の弊害である周辺部はさびれるとそういうことに対して、田舎のほうに支所を設けて職員を派遣をできないかとそういうことと、それから、地域自治区をつくったらどうかとそういうことも提案をしました。これもなかなか無理な話なようでしたので、私は副市長の二人制を提案をしてきたところです。

ただ、そういった考え方で、新市の一体性を早くつくり出すとそういう点からは、副市長の二人制は重要な話であります。行政方針の柱を見てみると、六ページに書いてありますが、聖域なき行政改革を進めると、人件費の抑制や事業効果のための検討を進めていくと、徹底した事務事業の見直しを行うと、ここに施政方針の柱があると思っております。

そんな意味からは、ここは市長大変ですが、口蹄疫、災害が雨が降り続いて避難をさせるとそういった状況もありまして、大変な状況は私も認識しますが、ここは市民にも、職員にも一定の無理を、市長として進めていくわけですので、ここは市長やっぱり無理をして頑張るとそういうことで、ぜひ私は一人ということで反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第四四号始良市副市長定数条例制定の件は原案のとおり可決されました。

△日程第二 議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件

△日程第三 議案第四六号始良市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の件

△日程第四 議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件

△日程第五 議案第五〇号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件

△日程第六 諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第七 諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第八 諮問第三号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

△日程第九 議案第三一号平成二十二年度始良市一般会計予算

- △日程第一〇 議案第三二号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算
- △日程第一一 議案第三三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定予算
- △日程第一二 議案第三四号平成二十二年度始良市後期高齢者医療特別会計予算
- △日程第一三 議案第三五号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計予算
- △日程第一四 議案第三六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保健事業勘定予算
- △日程第一五 議案第三七号平成二十二年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算
- △日程第一六 議案第三八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計予算
- △日程第一七 議案第三九号平成二十二年度始良市農業集落排水事業特別会計予算
- △日程第一八 議案第四〇号平成二十二年度始良市地域下水処理事業特別会計予算
- △日程第一九 議案第四一号平成二十二年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算
- △日程第二〇 議案第四二号平成二十二年度始良市土地区画整理事業特別会計予算
- △日程第二一 議案第四三号平成二十二年度始良市水道事業会計予算
- △日程第二二 議案第四七号始良市営単独住宅条例の一部を

改正する条例の件

△日程第二三 議案第四八号木津志辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件

○議長（兼田勝久君） 日程第二、議案第四五号政治倫理の確立のための始良市長の資産等の公開に関する条例制定の件から日程第二三、議案第四八号木津志辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件までの議案二十二件を一括議題とします。

これから施政方針及び議案二十二件に対する総括質疑を行います。十七名の議員より質疑の通告がなされておりますので、順次発言を許します。まず、二三番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○二三番（湯川逸郎君） 予算審議につきまして質問をいたします。

お手元に私の質問の内容等が配られていると思いますので、それに従って読み上げて質問にかえさしてください。

議案第三一号平成二十二年度始良市一般会計予算につきまして質問を行います。

平成二十二年度予算概要説明書、二十七ページ、別表一、ページ二十九ページ、別表三、一般会計歳入歳出の状況についてお伺いいたします。

歳入予算の安定性について伺います。別表一において、自主財源、経常的収入、臨時的収入に分類し、その予算額と数値はおの幾らか、また経常一般財源、標準財政規模の増加に対応する関係について、安定性があるかどうかをお伺いいたします。

二番目に、歳入の弾力性についてお伺いいたします。

一般財源の歳入総額に占める割合は何%で、また今後の新市の行

政需用の増加に対応できる状況にあるのかどうかをお伺いいたします。

三番目に、歳出の弾力性についてお伺いいたします。

義務的経費の人件費、扶助費、公債費の充当において、一般財源の構成状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

四番目に、義務的経費についてお伺いいたします。

特徴的な人件費及び扶助費の国、県、市の負担状況をお示しく下さい。

五番目に、歳出予算のその他の計において、補助費等の十八億四百十九万一千円は、何件の事業を見込んでいるのか伺います。

六番目に、歳出予算の投資的経費、二十六億八千三百二十四万六千円は、今後の重点事業としての投資的経費が含まれているのか、内容的にはどのようなものが含まれているのかをお示しく下さい。

次に、私は総務委員会ですので、総務委員会ではない所管外の予算についてお伺いいたします。

まず、生活保護の関係についてお伺いいたします。

予算概要説明書、ページ七ページ、予算書百七ページ、生活保護扶助費十五億三千八百二十九万九千円は、保護家庭何戸で何名分か、これにつきましては、先日の行政報告でも報告がありました。改めてお伺いいたします。また、受給者の年齢構成はどのようになっているのか、新規審査の方法までの手法についてお伺いいたします。この事業につきましては、今までは県の段階で事業が行われておりましたので、市としての役割としてお伺いするわけでございます。

環境衛生についてお伺いいたします。

予算概要説明書八ページ、予算書百十四ページ、環境衛生費の合

併処理浄化槽設置整備事業一億三千九百六十九万円の設置基数、これは何人槽が幾ら、幾らということがあると思えます。また単独浄化槽の撤去事業については何カ所が予定されているのかをお伺いいたします。また今年度の浄化槽整備で市全体の何%が整備されるのかをお伺いいたします。

次に、水産振興についてお伺いいたします。

予算概要説明書十三ページ、予算書百三十九ページ、水産業振興費の新規事業である県藻場・干潟保全協会負担金二百三十五万円は、始良市海岸の藻場・干潟等の再生及び保全等示されておりますが、具体的にどのようなものを行うのかをお伺いいたします。

次に、農業の六次化推進につきましてお伺いいたします。

施政方針十三ページに、農業の確保と育成並びに地域農村を支える新たな営農組織化の誘導、特産品の創出、地産地消の推進、有機農業や高畜産連携等環境保全型農業の推進等、生産・加工・販売までの農業の六次産業化の推進につきまして、具体的にどのような推進が図られるのかを質問いたします。

次に、塵芥処理につきまして質問いたします。

予算概要説明書九ページ、予算書百十八ページから十九ページの塵芥処理費のごみ収集等関連事業三億二千四百九十一万八千円、一般廃棄物搬出事業二千四百八万一千円の予算書との関係を具体的にお示しく下さい。

予算書が変わりまして、議案第三二号平成二十二年度始良市国民健康保険特別事業勘定予算につきまして質問を行います。

施政方針六ページの国民健康保険特別会計事業勘定予算の医療費の抑制と被保険者の健康保持増進への新たな取り組みについてお伺

いたします。

質問につきましては、後発医療費の差額通知やレセプト点検の専門業者委託による内容審査を計画しておりますと述べられておりますが、審査の方法と内容と審査の方法をお示しくください。

国保財政は危機的状況ということで質問いたします。施政方針六ページの国民健康保険特別会計事業勘定予算六ページ、歳入の国民健康保険税が十三億八千七百四十七万円であり、総事業費七十七億五千三百万円に対し、一七・九％であります。今後事業費増加に伴う保険税の歳入確保は十分かをお伺いいたします。

予算書は変わりました、議案第三十四号後期高齢者医療特別会計予算につきまして、質問いたします。

施政方針七ページ、後期高齢者医療特別会計予算書、ページ十八ページですが、扶助費五百二十五万円の間ドック、脳ドックの費用助成は新規事業であり、何人分を計上しているのか、また高齢受診者の取り扱い、方法等の措置をどのように行うのかお伺いいたします。

予算書が変わりました、議案第四〇号地域下水処理事業特別会計予算、この事業につきましては、始良町でありませんでしたので、新たに新規と考えて質問いたします。

地域下水処理事業特別会計予算十二ページ、需用費の修繕料二百四十三万円は、施政方針において施設の供用開始後、相当数の年数が経過しており、日ごろの施設整備に細心の注意を払いながら、維持、管理に努めているとありますが、臨時的の修繕料は当初予算額で執行可能か、また基金積立金の残高は幾らあるのか、加治木町新生町の地域下水処理事業の内容を示せという質疑を行いました。

お答えください。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員の御質疑にお答えいたします。

まず、一番目の御質問でございますが、歳入のうち自主財源は八十六億二千七百一十一万四千円で、全体の三二・七％であります。また収入を経常的収入と臨時的収入に分類しますと、経常的収入は百九十二億六千二十九万七千円で、全体の七二・六％、また臨時的収入は七十一億四千七百三十三千円で、全体の二七・四％であります。市の経常一般財源の大半は、都市計画税を除く市税や普通交付税などです。合併後の本市においては、普通交付税の合併算定により、激変緩和措置を受けるものの、長引く不況の影響で引き続き市税収入の減少が見込まれますので、財政的には厳しいものがあります。市税の徴収強化などを図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、二番目の御質問でございますが、一般財源の歳入総額に占める割合は六五・三％であります。今後長引く不況により市税、法人税等の減少も予想され、一方で社会保障費の増大は進むものと思われまますので、歳入確保の取り組み並びに経常経費の削減をさらに進めなければ財政運営の硬直化が懸念されるといえます。

三番目の義務的経費に係る一般財源額についてでございますが、人件費においては、そのほとんどが一般財源であります。

次に、扶助費につきましては、制度上、おおむね四分の一程度が一般財源であり、また公債費においては全体の六八・八％が一般財源であります。

四番目の御質問につきましては、ただいま申し上げましたことと

関連いたしますが、人件費につきましては、そのほとんどが市の負担であります。また、扶助費につきましては、事業による差異はございますが、負担割合は総じて国が二分の一、県及び市が四分の一程度になるものと考えております。

次に、五番目の御質問でございますが、性質別予算において、補助費などに分類される経費は、補助金、交付金のほか負担金、謝金などの報償費、保険料、公課費などであり、今回この補助費などに分類される予算件数は七百七十二件であります。

六番目の御質問でございますが、今年度の投資的経費につきましては、旧三町及び始良郡西部消防組合で、実施計画に予定されておりました事業を基本として計上いたしております。

主なものとしては、まちづくり交付金事業や辺地、過疎対策事業、社会資本整備総合交付金事業などの土木関係事業が十八億七千七百七十八万七千円、育成林整備事業や農業農村活性化推進施設等整備事業、中山間地域総合整備事業などの農林水産関係事業が二億三百五十三万四千円、防災無線デジタル化整備事業や高規格救急自動車導入事業などの消防関係事業が一億七千四百万円などがあります。

次に、生活保護扶助費の計上に当たりましては、始良・伊佐地域振興局における昨年度の実績と被保護世帯数の増加を見込んで、八種類の扶助費ごとに被保険世帯六百五十世帯、被保護者九百八十八人で積算しております。

次に、現在の保護受給者の年齢階層につきましては、五月末現在の保護受給世帯が六百十七世帯で九百七十九人となっております。階層別に申し上げますと、ゼロ歳から十九歳までが二百二十三人、

二十歳から二十九歳までが二十二二人、三十歳から三十九歳までが六十人、四十歳から四十九歳までが八十五人、五十歳から五十九歳までが百八十三人、六十歳以上が四百六人となっております。

次に、生活保護の新規審査の方法であります。申請者の世帯全員の収入や預貯金、資産の状況を関係機関に調査する必要がありますので、調査に対する同意書を徴収した上で調査を行います。

また民法に基づく扶養義務者の扶養能力についても、実地、または文書により調査することになります。これらの調査結果を踏まえて、厚生労働大臣が定めている基準に基づき、算定した申請世帯の最低生活費と収入充当額を比較して、最低生活費を収入充当額が下回れば保護が適用されることになり、最低生活費から収入充当額を差し引いた額を保護費として支給することとなります。

次に、合併処理浄化槽設置補助金一億三千九百六十九万円の内訳につきましては、五人槽、二百九十基、七人槽、八十五基、十人槽、十五基の補助金を計上しております。また、単独浄化槽撤去事業補助金につきましては、一基につき九万円の三十基分を計上しております。

次に、平成二十二年度末の整備見込みであります。市全体の五四・六八％浄化槽人口普及率を見込んでおられるところであり、二十一年度末から三・〇％の上昇を見込んでおります。

次に、水産振興費についてお答えいたします。

藻場・干潟の環境・生態系を再生し、保存するため、漁業者、漁協及びNPO法人「あいら藻場・干潟再生協議会」を組織し、行政機関が参画した地域協議会から補助を受けて事業を行うもので、活動内容は、計画づくり、モニタリング、保全活動から構成されてお

ります。

計画づくり、モニタリングでは、計画書策定や現状把握等を行い、保全活動では、母藻の設置、干潟の耕うん、食害生物ナルトビエイの駆除及び稚貝の定着促進を図るなどの活動を実施することで、始良市の海岸の藻場・干潟の再生を行うものであります。

次に、農業の六次産業化推進についてお答えいたします。

農林水産業の六次産業化とは、農林水産物を生産する第一次産業掛ける加工等の付加価値をつける第二次産業掛ける販売・サービス等を行う第三次産業の掛け合わせをするものです。もう少しわかりやすくいえば、米を売るよりおにぎり売れという表現が適当なのではないでしょうか。

始良市におきましては、株式会社加治木町農産加工のキャロット製品が、今のところそれに近いのではないかと考えております。しかし、六次産業化にもさまざまなスタイルがあつて、例えば、農産物加工販売の形であつたり、体験農場や農家民泊などの形であつたりとか、さまざまな形態が考えられます。

農業経営者や地域が求めているものに適合する六次産業化を創出するための、支援活動や他産業とのコーディネートを行うことで、発展性、継続性のあるものにつくり上げていきたいと考えております。

次に、塵芥処理費予算についてお答えいたします。

ごみ収集等関連事業費予算三億二千四百九十一万八千円の予算書計上内訳といたしまして、需用費の消耗品費で二千六百八十万円、委託料におきましては、廃棄物資源物処理委託料一億一千四百五十七万五千円、資源物等中間処理委託料六千五百七十四千円、ごみ袋

販売委託料千四百九十五万六千円、塵芥収集業務委託料千八百三十万五千円、負担金補助及び交付金の市衛生協会補助金千七百五十六万六千円などであります。また、一般廃棄物搬出事業二千四百八万一千円の予算書計上内訳といたしましては、需用費の燃料費のうち二万一千円、光熱水費のうち六万円、委託料の一般廃棄物等搬出委託料二千四百万円となっております。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定予算の医療費の抑制と被保険者の健康保持増進への新たな取り組みについてお答えいたします。まず、後発医薬品の差額通知であります。これは医療機関からの調剤レセプトから、特許権が切れて安く製造できる後発品の薬を使用した場合、どのくらいの差額になるかという通知を計画しております。

ただし薬の処方の際には医師から病状に合う薬の指示がありまので、通知の際はかかりつけの医師と相談の上、変更していただくようお願いする予定であります。

また、後発医薬品利用についての広報につきましては、平成二十一年六月に郡医師会に対し、旧三町の町長名で協力を依頼し了承を得ているところであります。

次にレセプト点検についてであります。旧蒲生町では、レセプト点検を業務委託し、その結果、一人当たりの点検に係る財政効果額は県内の保険者の中でも上位にありました。そのため、本市も本年度から専門業者への委託を計画しているところであります。審査の内容につきましては、内容点検として、縦覧点検、点数表との突合、第三者行為や他方優先と疑われる疾病のレセプト抽出などであります。

次に、保険税の確保についてであります。当初予算の編成の際には、これまでの旧町での所得の予想と税率変更による保険税を勘案して計上しております。今年度の保険税は七月一日で賦課いたしますので、その後に保険税額が固まる予定であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてお答えいたします。

人間ドック、脳ドック助成額につきましては、一人当たりの助成限度額を三万五千円とし、百五十人分を計上いたしております。また国保人間ドック助成と同様に、御自分で医療機関に予約していただきます。助成申請をしていただくこととなります。

次に、地域下水処理事業特別会計予算についてお答えいたします。需用費の修繕料については、当初予算ではあくまでも通常の一般修理費の計上であり、当初予算作成時においては、緊急を要する修繕工事費等は考慮しておりませんが、小規模な緊急修繕は予備費で対応したいと考えております。

次に、基金積立金の残高であります。平成二十二年三月二十三日現在で一億三千七十八万一千円の残高となっております。

また、加治木町新生町の地域下水処理事業の内容といたしましては、新生町を中心に七百九十戸の施設利用者の快適な生活環境を維持するため、生活雑排水及びし尿を処理するための排水処理施設の管理を行い、またその費用を捻出するために使用料を徴収することなどが主な内容であります。

以上、お答えいたします。

〇二三番（湯川逸郎君） 再質問をさせていただきますかと思えます。

一番目の問題でございますが、歳入予算の安定性ということ、

先ほど答弁がありましたように、自主財源は、予算概要説明書の二十九ページに示されておりますとおりでございますが――歳入ですから、自主財源は二十七ページです。二十七ページに示されておるようでございますが、やはりこの中で一番問題になるのが市税じゃないかと思っております。その自主財源の確保を先ほども説明がございましたが、市税という形の中で最も二四・六%を示しておりますので、今後これにつきまして、どのような方法で徴収方法を考えたいかされるのか、再度お聞きしたいと思います。

次に、歳出の面でございますが、歳出の面につきましては、予算概要説明書の二十九ページにありますように、義務的経費、この中で人件費、扶助費、この中が最も大切だと思っております。

公債費につきましては、今までの積み重ねでございますので、その分の残高が予算計上されておるわけですが、人件費、扶助費というのが最もこの中で、国、県、市が負担すべき問題で、市としては一般財源で賄いますという答えでございますが、今後、先ほどの質問でもありましたように人員の確保、適正な人員確保を行っているためにも人件費の削減が必要ではないかと思っております。

それと扶助費、このことにつきましては、相当な福祉施設への扶助費ばかりだと想定しております。そういうものは今後も削減方向が示される方向は見えるのかどうかをお伺いいたします。

予算書は変わりますが、国保問題でございますが、後発医薬品、ジェネリックというこの言葉の中に、この後発医薬品は、治験が済んでいるものでありましようか、その点につきまして、価格は確かに安いと言いますが、治験が済んでいるのかどうかをお伺いいたします。そのことによって、相当な特許料の形が出てくるわけですが、





つきまして、これは初めてのケースで、非常に今まで県が行っていた生活保護扶助費の支払いの件につきましては、市民の方々が御不満に思っていないしやる方々もたくさんいらつしやます。というのが、個々の考えますと、健康でありながら、どうして生活保護をもらっていないしやるんだらうかというような言葉まで出る時点があります。だから調査段階の生活保護の申請段階には、確かに実態としては生活保護が必要な方がいらつしやいますが、その後の収支させる生活保護の生活が、収入かれこれが家族で多くなつたときの扱いで、実態調査が行われていないのが現実でないかと思っております。

非常に一たん生活保護をもらえば、既得権という考えでとつていらつしやるようでございますが、やはりその当たりを十分調査される必要があると思ひます。このことにつきましては、私のほうから要請をしときたいと思ひます。

そして私が今回質問いたしました予算につきましては、始良市の最初の予算でありますので、始良市の今後の財政運営において、当然財政部局でも念頭に置きながら、収支バランスを図りながら運営されると思ひますが、市民の立場においても長期的な視野に立った収支の均衡、あるいは健全財政なのかどうかの財政構造の維持、それから、行政水準の確保、いろんな問題を市民は抱えておられますので、そういうものの確保のための判断の材料とするために、ぜひとも市税がどのように使われていっているのかを、お伺いする段階でこのような質問をいたしました。これからも一生懸命この財政運営には、市長のほうは取り組んでいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君）　これで湯川逸郎議員の質疑を終わります。

次に、六番、湯之原一郎議員の質疑を許します。

○六番（湯之原一郎君）　それでは、さきに提出しておりました通告書に従ひまして質疑をさせていただきます。

まず、議案第三二号平成二十二年始良市一般会計予算について、総務費、総務管理費、一般管理費の委託料と補助金に、文化会館指定管理委託料と加音オーケストラ活動補助金が計上されておりますけれども、文化関係の施設、団体であること考慮しますと、教育費に計上するほうが妥当であるのではないかと違和感を感じるところがございます。これらが総務費で扱われ、予算計上に至つた経緯についてお伺いいたします。

次に、同じく一般管理費の負担金補助及び交付金で、地域づくり自主活動補助金に九百万円、コミュニティー活動補助金に一千万円を計上しております。コミュニティーを訳せば地域社会となるようですが、地域づくり自主活動と地域社会活動、語幹が似通つた内容に感じられますけれども、それぞれの内容と交付先についてお伺いいたします。

次に、財政管理費の連結財務諸表と作成支援業務委託料についてお伺いいたします。

新地方公会計制度によりまして人口三万人以上の地方公共団体においては、平成二十一年度より財務諸表を公表し、将来を見据えた健全な財政運営を図るとともに、財政内容を市民にわかりやすく説明するように求められているようですけれども、連結財務諸表の作成の意義と支援業務の内容、連結対象となる範囲についてお伺いいたします。

次に、企画費に移ります。

公共交通対策事業において、委託料対応によるもの、JRバス代替対策事業と循環バス運行、それと補助金対応によるもの、上名地区乗り合いバス運行事業とふるさとバス運行の事業がありますが、その違いをお伺いいたします。

また、いずれの事業も高齢者の方々や中山間地域の交通事情の整っていない方々にとっては、貴重な住民の足となっていると考えますが、より一層の利便性の向上を図るために、路線、運行時間等の検討の必要性はないかお伺いいたします。

次に、同じく企画費の中で賃金に相談員賃金、報償費の相談員謝金とありますが、それぞれの相談員の内容、置かれる目的など詳細をお伺いいたします。

次に、空き家リフォーム転貸事業についてを伺います。

空き家リフォーム転貸事業につきましては、旧蒲生町において民家を借り上げ、合併浄化槽の設置を含め、家屋を全体的に改修し、改修費の額によって借り上げ期間を設定し、期間終了後、家主に返還するとして企画され事業が実施されました。結果的には一戸のみの事業実施だったと記憶しておりますが、市長は平成二十二年度の主要施策の中で、中山間地域における空き家及び耕作放棄地への対策となる事業を上げておられます。

近年自然の中で古い民家に住み、農作業にいそしみながら暮らししていくというライフスタイルに賛同する方々も見受けられ、私自身もたまにはありますけれども、貸与可能な空き家の存在を尋ねられることもございます。中山間地域の活性化を施行するような空き家対策を含め、考慮した事業なのか関連性をお伺いいたします。

次に、民生費、大楠ちびっ子園費について、工事請負費で広場改修工事の経費が計上されておりますが、以前より雨天時にぬかるみができ、抜本的改修の必要性が指摘されておりましたが、工事の内容について詳細をお伺いいたします。

次に、衛生費、予防費についてお伺いいたします。

市長は今回の選挙戦において、市民にマニフェストを提示されました。その第一項目、子どもを産み育てやすい環境を充実しますの中で、乳幼児へのヒブワクチン接種について言及されています。ヒブはさまざまな感染症を引き起こし、中でも細菌性髄膜炎は重篤で、発症すると約5%の乳幼児が死亡し、約25%に知能障害などの発育障害や後遺症が残るということですが、ヒブワクチンの定期接種を進めてきた諸外国では、ヒブによる深刻な病気は百分の一以下に激減してきているそうです。

日本でも二〇〇七年にワクチンが認可されましたが、接種費用は報道等によると四回接種で三万円程度にもなり、子育て世代にはかなりの負担になってきているようです。今回の市長のマニフェストは、乳幼児のいらっしやる世帯にとっては朗報といえますが、予防接種事業七千九百五十六万八千円に、ヒブワクチン接種も含まれているのかどうかお伺いいたします。

次に、環境衛生費の負担金補助及び交付金で、合併処理浄化槽設置整備事業補助金に単独浄化槽からの切りかえの場合、撤去事業補助金を上乘せすることとありますが、上乘せ分の補助金額等の詳細をお伺いいたします。

次に、農林水産業費、農地費について伺います。

農業農村整備の中で補助事業積極的に活用しながら、重点的加速

的な事業の推進を図りたいとのことで、蒲生地区では中山間地域総合整備事業を継続し、用排水路施設整備を計画していただいております。そのこと自体は大変有益な事業であり、受益者も期待しているところではありますが、平成二十一年度を実施した白男地区の用排水路パイプライン化事業で、さまざまな不具合が生じてきております。旧蒲生町で計画され、県が主体となって実施した事業でありませんが、パイプラインに空気が入り、取水が不能となったり、地下かんがい方式を導入した水田で、計画どおりの機能が全く果たせていない状況があります。

完成検査の段階で通水試験を行った形跡はなく、施設の改修、補修工事の必要性があるのではないかと考えます。市としてのどのような対応ができるのか伺いたします。

次に、林業費について伺います。

有害鳥獣の農林産物への被害は、中山間地域においてはかなり深刻な状況にあり、特にサル、イノシシ、シカの害は猟友会の方々の高齢化等も相まって、年々深刻さを増してきているようであります。本予算では、有害鳥獣に対する捕獲対策については、予算づけがなされておりますが、被害予防対策として電気柵等の導入事業は考えられていないのか、伺いたします。

次に、商工費、商工振興費のふるさとハローワーク設置事業について伺いたします。

厚生労働省のホームページに、ふるさとハローワーク地域職業相談室が公共職業安定所の設置のされていない市町村において、国と市町村が共同で運営し、職業相談、職業紹介等を行うと紹介があり、現在の就労難の折から、成果を大いに期待するところであります。

本年四月一日現在で、全国で百二十六室、その後ふえているかもしれませんが、本県では志布志市のふるさとハローワークが紹介されておりました。本市におけるふるさとハローワークの設置場所と詳細について伺いたします。

次に、土木費について伺います。

市長は施政方針の中で、県道整備について、市を縦横に結ぶ主要地方道二路線と一般地方道二路線について、引き続き整備促進を要望したいと言及されておりますが、これらの路線は、年次計画に従って整備が進んでいくと考えられますが、遅々として進まないのが、恐らく年次計画にも載せられていない路線ではないかと考えます。

県道二百一十一号小山田・川田・蒲生線は、鹿児島市小山田と蒲生を結ぶ県道ですが、発電所付近が狭小なうえ、落石等もあり、以前から地元民の強い整備要望があるにもかかわらず、一向に改良の手の加えられておりません。昨日も雨上がりの現況を確認に行ったところではありますが、こぶし大の石が多数落ちてきており、通学途中のバイクの高校生がおそろおそろの走行しているような状況でした。このような危険箇所だけでも早急に整備を図ってほしいと考えますが、県への整備促進の要望路線として市の対応をお伺いたします。

次に、河川総務費について伺います。

急傾斜地崩壊対策事業、四地区分の負担金一千五十万円が計上されておりますが、同じ地区内にあり、危険度は同じ条件にありながら、住宅間の距離が採択条件より少しオーバーしているということで、事業区域から外されているケースがあります。市による救済策は考えられないか伺いたします。

次に、住宅建設費について伺いたします。

蒲生地域では民間による賃貸住宅の建設が低調な中、公営住宅は人口対策としてこれまでも大きく貢献してきております。本予算に土地購入費に二千八百三十七万六千円が計上され、より施政方針の中で公営住宅大迫団地の建てかえ、新規公営住宅川東団地に係る実施設計、地質調査の実施と、後これは記載しておりませんでしたけれども、蒲生町下中原に借り上げ型市営住宅用地購入について言及されております。これらについて今後の建設スケジュールについて詳細をお伺いいたします。

次に、教育費、公民館費についてお伺いいたします。

公民館講座実施事業五百六十八万三千円の計上がございますが、現況の公民館講座は始良公民館と加治木公民館に集中しており、蒲生地域住民から交通手段の関係から興味ある講座があっても躊躇せざるを得ないという声がございます。

また、旧町時代に蒲生公民館の公民館講座で、培った仲間がばらばらになって寂しい、せめて合併前の講座を設けてほしいという声もございます。何らかの対策は考えられないのか、お伺いいたします。

最後に、議案第四七号始良市単独住宅条例の一部を改正する条例について伺います。

改正後に買い取りまたは買い上げという文言がつけ加えられておりますけれども、借り上げについては、PFIを活用した借り上げ方住宅と理解しますけれども、買い取りについて今後どのような計画があるのかお伺いいたします。

以上、一回目の質疑です。

○市長（笹山義弘君） 湯之原議員の御質疑にお答えいたします。

教育費関係につきましては、教育長がお答えいたします。

まず文化会館の経費についてお答えいたします。

多くの市町村では文化会館を社会教育施設として位置づけていますが、ホールを地域の文化活動や経済活動の発信拠点として位置づけている自治体においては、市長部局や町長部局が所管しているのがほとんどであります。

新市において加音ホールは、始良市の地域の芸術、文化活動の拠点として位置づけ、また地域の文化活動を支援するため、市長部局が所管することといたしました。このようなことから文化会館指定管理委託料及び加音オーケストラ活動補助金は、総務費、総務管理費に計上したところであります。

次に、地域づくり自治活動補助金並びにコミュニティ活動補助金は、自治会加入世帯数等にに応じて算出する均等割と自治会全体で企画実施された地域保健福祉活動事業、環境美化活動事業、生涯学習活動、自主防災活動などの実施回数や、それらの事業への参加者数に応じて算出する事業費等に分けて交付いたしております。これらの交付対象は、それぞれ旧始良町、旧加治木町の全自治会となっております。

平成十八年八月に総務省が示した地方行革新指針において、地方公共団体は地方公会計改革に取り組むこととされました。公表する財務書類につきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の四表で、連結の範囲といたしましては、普通会計、公営事業会計に一部事務組合や公社等を含めて、市に関連のある団体を対象とします。

今回の予算につきましては、合併前の旧三町から引き続き実施し

ている公有財産台帳の整備作業が本年度で完了することを受け、公営企業、公社等の連結対象会計を含めた決算の調査及びそれらに基づく財務書類の作成について、支援業務を委託するものであります。

次に、公共交通対策事業についてお答えいたします。

本市が運行する公共交通対策事業につきましては、現在加治木町巡回バス、蒲生町巡回バス、蒲生町西浦・小川内地区バス、蒲生町大山地区乗り合いタクシー、ふるさとバス、上名地区乗り合いバスの五つの路線があります。

委託料と補助金対応の違いについては、旧加治木町・蒲生町は運行委託契約に基づく対応で、旧始良町は補助金交付要綱に基づき対応しております。双方ともに運行経費から運行収入を差し引いた額を運行委託業者に支払うもので、事業そのものは同一のものであります。

また、路線、運行時間等の検討の必要はないかとの御質疑にお答えいたします。

バス運行はこれまで旧町単位で計画運行されておりましたが、合併を機に見直し、検討することは必要と考えております。現在、三庁舎間を結ぶ公共交通区間の充実を早急に図るべく、検討いたしているところであり、市民の方々の御意見をもとに、庁舎検討会や市民代表、学識経験者等を交えた会議を設け、路線、運行時間等の検討を進めてまいります。

次に、相談員賃金と相談員謝金についてお答えいたします。

現在、毎週、始良本庁、加治木総合支所、蒲生公民館の三方所で女性相談を実施しており、専門相談員と養成講座を修了した相談員が二人で対応しております。前者は一名で、平日も男女共同参画に

関する補助事務もしている職員であり、賃金で対応しております。後者は複数で、その相談のときだけお願いし、謝金で対応しております。

次に、空き家、リフォーム、転貸事業と中山間地域における空き家及び耕作放棄地への対応についてお答えいたします。

中山間地域における空き家及び耕作放棄地の問題は、年々深刻さを増しており、将来、集落の消滅が予想される地域もあります。

蒲生地域では空き家を借り上げ、改修後、転貸することにより、地域の人口増を図ることを目的とした空き家リフォーム転貸事業が創設されました。

一方、始良市北山の中甌自治会では、将来を見据えた空き家及び耕作放棄地対策を地域と行政と協働して取り組んでおります。

このように、耕作放棄地、空き家、過疎対策において、地域の人口増を図るという目的においては、空き家リフォーム転貸事業と同様で、市民と行政が対等な関係で協働して取り組むことは、地域の意識変革や新たな仕組みづくりを生み、地域住民がみずからを考え、みずから責任を持って解決に取り組む共生・協働の地域社会の仕組みづくりが、より推進されるよう努めていきたいと考えております。

次に、大楠ちびっ子園費についてお答えいたします。

大楠ちびっ子園は、園庭の水はけがよくないことから、根本的な排水工事を行う必要がありましたので、所要の予算を計上いたしました。工事の内容としましては、園庭の前面約千五百平方メートルの排水能力を向上させるため、土砂の入れかえをし、暗渠配水管を布設した上、表層用土砂で舗装をするというものであります。

次に、衛生費についてお答えいたします。

ヒブワクチンの接種費用の助成制度につきましては、今回上程いたしました予防接種事業の経費には含まれておりません。

次に、単独浄化槽から合併浄化槽への切りかえに伴う補助金につきましては、一基につき九万円の撤去費用として上乗せするもので、今年度は三十基分、二百七十万円を計上しております。

次に、中山間地域総合整備事業についてお答えいたします。

この事業は、中山間地域総合整備事業において、平成二十一年度は蒲生町白男地区の用水路を、開水路からパイプラインに改修する工事を行ったものであり、四工区に分けて施工いたしております。

田植え前の用水確保の時期になり、開水路からパイプラインに更新したことにより、不具合が生じていることは事実であり、農作業に支障が出ないよう皿木水利組合と耕地課職員と一緒に施設の状況を確認しながら、かんがいに務めているところであります。

ことしが完成後初めて使用するもので、要領がつかめない状態です。施設の問題点も幾つか判明しております。幸いにしてこの事業は平成二十二年度も実施されますので、問題点につきましては、振興局と協議し、稲の収穫後、改善したいと考えております。

次に、林業費についてお答えいたします。

有害鳥獣捕獲対策といたしましては、市内の捕獲隊の方々に有害鳥獣の捕獲をお願いしているところであります。鳥獣害の予防対策として電気柵等の導入事業につきましては、鳥獣被害防止特措法に基づく補助事業の活用を図りたいと考えますが、新市の鳥獣被害防止計画の作成が要件となります。速やかに新市の計画を作成し、各種事業の活用による鳥獣被害対策に取り組みたいと考えております。

次に、ふるさとハローワークについてお答えいたします。

ふるさとハローワークは、公共職業安定所が設置されていない市町村において、職業相談、職業紹介等を行う施設で、国と市がそれぞれを連携して実施するものであります。国は職業相談員二人、巡回職員一人、求人検索用のパソコンなどを配備し、それに係るシステム設置費、相談員の使用する備品等を負担し、市は事務所と施設設置に係る経費、光熱水費等の維持管理費及び窓口案内等の臨時職員一名分の賃金等を負担することになります。

ふるさとハローワークの設置場所については、福祉事務所との連携が必要でありますので、二号館前、来客駐車場南側とし、約百平方メートルの事務所を設け、平成二十三年三月にオープンの手配であります。

次に、県道整備要望についてお答えいたします。

県道二百一十一号小山田・川田・蒲生線は、鹿児島市小山田町から蒲生町大字北に通ずる一般県道であります。本路線の前郷川発電所周辺約五百メートル区間は未改良で、その中でも二百メートル区間が幅員は狭隘であり、のり面は切り立ち、危険な箇所であることは認識しておりますが、この路線の改良工事は長い期間行われていない状況にあります。

これまでも毎年改良要望を行ってまいりましたが、県の財政事情も厳しく、整備が進んでいない状況にあります。今後も他路線の整備の進捗状況を見ながら、始良・伊佐地域土木事業連絡会及び地域行政懇談会などで引き続き強く要望を続けてまいります。

次に、急傾斜地崩壊対策事業についてお答えいたします。

急傾斜地崩壊対策事業の採択には、がけの高さが十メートル以上あること、移転適地がないこと、人家おおむね十戸以上に被害を及

ぼす恐れがあることが要件であります。一連の急傾斜地であっても、人家との距離が五十メートル以上であれば事業区域から除外されます。また残された人家密集地が採択要件に満たさなければ、事業も導入できないこととなります。

市独自の事業はありませんが、採択要件が合えば、県単急傾斜地崩壊対策事業、がけ地近接等危険住宅移転事業や治山事業の県費単独補助事業などの事業があります。

次に、蒲生地域で公営住宅についてお答えいたします。

大迫団地の建てかえにつきましては、本年度実施設計を予定しており、平成二十三年度の一部既存住宅の解体及び鉄筋コンクリート造二階建てを十四戸、平成二十四年度に残りの既存住宅の解体と鉄筋コンクリートづくり二階建てを十四戸、合計二十八戸を建設する計画であります。

川東団地は本年度実施設計を予定しており、平成二十三年度に鉄筋コンクリートづくり二階建て四戸を建設する計画であります。なお大迫団地の建てかえにつきましては、今後入居者へ仮入居用住宅への移転や戻り入居の時期、新家賃の説明などを行う予定であります。不足については担当がお答えいたします。

次に、始良市単独住宅条例の一部を改正する条例についてお答えいたします。

買い取り型の市営住宅につきましては、現在買い取り予定の住宅はありませんが、今後民間賃貸住宅や公団住宅、その他の公的住宅等の払い下げ等が発生した場合、市営住宅として購入することができるとするものであります。

借り上げ型市営住宅につきましては、これまでに旧加治木町、旧

蒲生町で事業を行ってきました。本年度も蒲生町に借り上げ型市営住宅の建設を予定しております。計画は鉄筋コンクリートづくり、戸数九戸以上で認定事業者を募集する予定であります。今後につきましては、新市で策定する始良市総合計画との整合性を図りながら、住宅マスタープランを策定して、それに基づき、地域のバランス、民間事業者との関係を十分検討しながら、整備していく考えであります。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、教育委員会関係についてお答えいたします。

公民館講座につきましては、始良市に居住する一般成人を対象として募集し、本年四月から始良公民館講座と加治木公民館講座を開設しております。蒲生公民館講座につきましては、これまでと同様に今後の短期型の講座を開設する予定にいたしております。

また、交通手段の対策につきましては、さきに市長が答弁いたしました公共交通対策事業の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（大園親正君） 蒲生地域での公営住宅人口の件につきましてお答えいたします。

借り上げ住宅用地といたしまして、本年度下中原住宅の東側の用地を取得するように計画いたしております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は一時十分から開会いたします。

午前十一時五十八分休憩



午後 一時 十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

○六番（湯之原一郎君） それでは、二回目の質疑を行います。

まず、総務費の一般管理費については了解いたしました。財産管理費連結財務諸表等作成支援業務委託料について再度伺いいたしますが、これらの諸表については、平成何年度分から作成され公表されるのか一点お尋ねいたします。

それと次の公共交通事業対策ですが、双方とも委託料対応、補助金対応とも事業そのものは同一であることとすけれども、これを今後統一する必要性はないのかお伺いいたします。

それから、衛生費についてですが、ヒブワクチンの接種費用の助成制度につきましては、今回、上程はされていないということです。マニフェスト等につきましても、すぐできるものと多少時間を要するものはあると思いますが、今回実施できなかった理由についてお伺いいたします。

それから、単独浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえについて、今回は、本年度は三十基分を二百七十万円を計上しているというところでありますが、これらについては、撤去費用を上乗せするための条件といたしますか、そういうものは設けられていないのか、条件なしで上乗せされるのか、その点についてお伺いいたします。

それと中山間総合整備事業のパイプラインの件ですけれども、これには非常に複雑な原因が重なっていると考えております。今回の答弁の中でいただいたほかにさまざまな原因が絡んでおりまして、

ここではあえて申しませんけれども、そのあたりを十分検討されまして、ぜひ改修なり、補償工事なりしていただけるような方向でやままでいいのだからかと、今後そのパイプライン事業を続けていくことについて疑問を呈していらつしやる方もいらつしやいます。私としてはといいますか、このパイプライン事業というのは、今後の農業を考えますと、高齢化、あるいは担い手不足等を考えますと、ぜひとも必要な事業だと思えます。そういうことの障害にならないように問題解決をしつかりとして、今後に臨んでいただきたいと考えます。

それと始良市単独住宅条例の一部改正する条例についての件でありますけれども、ここで現在買い取り予定の住宅はありませんが、今後民間賃貸住宅や公団住宅、その他公的住宅等の払い下げ等が発生した場合、市営住宅として購入することができるようにするものであるという答弁でございましたが、以前こういうことがございました。父母のために家を建てただけけれども、余り使わないうちにそのお父さん、お母さんが亡くなられたと、年数もたつていないので町で買い取り町営住宅として利用してもらえないだろうかということ、旧蒲生町時代のことですが、私のほうにそういう民間住宅を買い取ってほしいというような要望がございましたけれども、その段階では、町営住宅としての条件を具備していませんので、できないというようなことだったわけですけれども、今回この質疑の答弁を見ますと、民間賃貸住宅ということでありますけれども、民間から買い上げができるという答弁になっておりますが、このような場合の個人の住宅を買い取ることができるのかどうか、その点について

てお伺いいたします。

それから、公民館講座につきましてですが、例えば、自分たちでこういうことを学びたいと、こういう講座を公民館講座を設けてほしいという要望があった場合、それについて実現可能かどうか、実現可能ならばその要件等についてお伺いいたします。

以上、二回目です。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） 湯之原議員の御質疑にお答えいたします。

最初の財務諸表についてお答えします。

財務諸表については、平成二十一年度の決算を含めて二十三年度の秋ごろに公表ということで考えております。

以上でございます。

○企画部長（甲斐滋彦君） 御質疑にお答えいたします。

公共交通対策の中で、現在、補助金交付要綱に基づくものと運行委託契約に基づくもの二本で対応しておりますが、これまでの旧町の契約を踏襲した形で四月一日契約いたしております。そういうことで次年度以降につきましては、契約の方法等について協議を進めていくということを考えております。

以上であります。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

ヒブワクチンについての今回実施できなかった理由でございますけれども、ヒブをやるには関係条例、条項等の整備が必要でありまして、今回は見送っております。

それから、単独浄化槽の関係でございますけれども、条件つきの上乗せであるが、その条件はついていないかということでありまし

たけれども、条件はついておりません。

以上です。

○農林水産部長（屋所克郎君） 中山間地域総合整備事業についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、非常に不具合が生じておりますが、受益者の負担もあることから、早速、地域振興局のほうと協議をいたしております。この中で改装の方向に向けてということで回答しておりますが、近々この受益者に対してまた説明会を地元のほうでする予定でございます。その中でまた詳しく説明をしていきたいと思っております。改善の方向で進めてまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

○教育部長（二見康洋君） 公民館講座のことにつきましてお答えいたします。

議員がおっしゃるのように、講座生が集まる講座を開講していくことが、この目的であるかと思っておりますので、これからどういう講座を開講するか検討してまいります。ぜひ講座生が集まる講座を開講していきたいというふうに考えます。

○建設部長（大園親正君） 条例改正の一部改正の件でございますが、民間賃貸住宅とか、一般個人住宅の買い取りが考えていないかということでございますが、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで湯之原一郎議員の質疑を終わります。

次に、一五番、堂森忠夫議員の質疑を許します。

○一五番（堂森忠夫君） 私は所管分以外について、先日提出い

たしました発言通告書に基づき、次の議案について質疑をいたします。

議案第三一号、公衆浴場費について、質疑の要旨としては、龍門滝温泉浴場屋根面ガラスにひび割れが走り、多くの市民からいつ落下するか怖いですよと、お風呂で多くの方から声を聞かれるが、修理は可能か、また修繕料六百万円の内訳はどのような内容か。

次に、議案第三一号、畜産業費について、要旨一、降灰防止降灰除去施設等整備事業補助金一千三百八十九万八千円の内訳等々、補助金の割合はどのようになっているか。さらに事業所の返済方法はどのようになっているか、また事業の条件や補助金希望待機の農家数はどれぐらいか。

要旨二、口蹄疫で畜産農家は大打撃を受けている状況であります。国の手立てもおくれたと聞くが、市の牛、豚の頭数と飼育農家数はどれぐらいか、また三百八十万円の予算配分の根拠はどのようになっているか。

議案第三一号、農地費について、要旨一、農地水・環境保全向上対策事業負担金一千九百九十九万九千九百九十九円の内訳はどうか。

要旨二、この事業は農業を持続する観点から判断すると貴重な事業であるが、今後の事業継続は可能か。

議案第三一号、災害対策について、地域防災無線設置工事一億六千六百万円の工事請負費の使途説明と今後の工事計画と着工はどのようになっているか。

議案第四一号、農林業労働者災害共済事業特別会計について、要旨一、県内で加治木町だけ存在する事業でありました。存続できて農業分野に励みが芽生え、さらに多くの光があてられることを山村

地区は望んでいます。この事業を利用できる世帯数と作業に従事することのできる人員はどれぐらいか、また入会金はどれぐらいか。

要旨二、会員増強を図るために制度啓発と加入推進をどのように取り組みを考えているか。

以上で第一回目の質疑を終わります。

○市長（笹山義弘君） 堂森議員の御質疑にお答えいたします。

初めに、公衆浴場費についてお答えいたします。

龍門滝温泉につきましては、オープン以来十七年を経過しており、御指摘のガラスのひび割れを含め、改修等が必要な箇所につきましては年次的に改修を行うよう検討してまいります。

また修繕料六百万円の内訳は、龍門滝温泉に関するものが二百五十万円で、主なるものは源泉水中ポンプオーバーホール、取水ポンプ修理、空調設備修繕であります。くすの湯に関するものは、三百五十万円で、主なるものは配管薬品洗浄、変電設備取替え工事であります。

次に、畜産業費についてお答えいたします。

降灰防止降灰除去施設等整備事業の事業主体は畜産農家四戸で組織とする粗飼料生産組合で、事業の内訳はトラクター、ローラーを含む九つの粗飼料収穫調整用機械の導入費であります。

補助金の割合は、国、県補助金七〇％、市補助金一〇％、受益者負担二〇％であります。事業者の返済方法についてであります。受益者負担金は借入れを行わず、事業主体の粗飼料生産組合が自分たちの出資金から一括で支出されます。事業の条件については、事業主体が農家三戸以上で構成される農業者団体で、目的が降灰等による農作物の被害を軽減、防止するために施設整備等を行うもの

であります。希望待機農家は、平成二十三年度に一組合の予定であります。

次に、口蹄疫対策についてお答えいたします。

始良市の牛、豚の飼養戸数は二百二十五戸で、頭数については牛豚合計で約六千五百頭飼養されております。五月以降の子牛のせり市が中止となっているため、せり市再開まで子牛一頭一カ月当たり一万円を飼料費の一部として補助するため、三百八万円を計上いたしました。

次に、農地費についてお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策事業は、平成十九年度から始まった事業で、平成二十三年度までの五年間の事業であります。平成二十二年度始良市の活動組織は旧加治木町五団体、旧始良町七団体及び旧蒲生町九団体、計二十一団体であります。

始良市の負担金は、全体事業費の四分の一に相当するもので、残りは国、県が負担いたします。始良市が負担する分の配分内訳は、旧加治木町分が三百二十一万五千元、旧始良町分が三百四十万六千円及び旧蒲生町分が三百四十九万八千円であります。

また、この事業は三年が経過し、農家や集落にとっては貴重な事業になっております。事業の継続については、現段階で名言できませんが、国、県へは事業の継続をお願いしているところであります。次に、災害対策費についてお答えいたします。

現在、旧始良町で使用しております移動系地域防災無線は、電波法の改正に伴い、平成二十三年五月三十一日までにデジタル無線機への更新が必要となりました。その際、総務省九州総合通信局から、将来は無線統合を行い、一市一周波とするようにとの指導があり、

今回設置する移動系無線につきましては、このことを勘案しての設置工事となっております。

今後の計画及び工事内容は、無線統合を視野に入れた電波伝搬調査に基づく無線中継局の選定や機種的设计などを九月までに終了し、その調査をもとに十月から来年三月にかけて統制局や中継局の設置、携帯型無線機、車載型無線機、遠隔制御装置などの設置を行います。また同時に十月には九州総合通信局への無線局開設の申請も行い、設置完了後、九州総合通信局からの無線局開設許可を受けて、初めて使用可能となります。

次に、農業労働者災害共済事業についてお答えいたします。

農業労働者災害共済に加入できる世帯は約二千五百世帯、人数で約四千三百人ほどを想定しております。

次に、共済掛け金につきましては、一世帯当たり五百円と一人当たり七百円の合計額が掛け金となります。また制度の啓発と加入推進につきましては、チラシの配布、市報、農業者の方々に参加される各種会合などで加入推進を図っているところですが、口蹄疫の影響により会合等が延期、中止となっており、推進が難しいのが現状であります。今後も農業従事者の方々の会合、集会などで引き続き加入推進を図っていきたくと考えております。

以上、お答えいたします。

○一五番（堂森忠夫君） 今答弁いただきましたが、議会は市民の代弁者でもありますので、二回目以後の質疑をさせていただきます。

私は公衆浴場について加治木の住民たちに、屋根面について町政時代に一般質問でしたことがあります。そのときからすると年数もたち、十七年、どの時点であのガラスにひびが入ったかわかりま

せんが、網入りガラスでございます。割れたところから水が浸透し、既に腐食していると想像しますが、危険性とか、そういったことをやはり温泉に行くときを聞くのですが、そういった声はまだ上がっていないのか、それとも議会で追求されたことは、まだ大丈夫だということのようなとらえ方で、工事がまだ計上されていないというふうにとらえていいのか、その辺について詳しい説明がほしいところでございます。

それとくすの湯に関する分野で、変電設備取りかえ工事とありますが、この変電設備取りかえは故障で取りかえるのか、それとも容量的なもので取りかえるのか、その辺の御説明がいただきたいなあとと思います。

それと、畜産業費についてでございますが、ロールベラーというのはどのような機種なのか、そしてこれは四戸で携帯するわけですけれども、四戸以外の方はこれは利用できないのか、その辺をお答え願いたいと思います。

それと、県の補助金とか、国とか、非常に大きいので、%から見ましたときに。これをこういった申し込みが今年度は一件というところでございますが、こういった分野においての農家に対しての広報関係が、まだ伝わりきっていないのじやなからうかと判断いたしますので、この辺の市民に対しての導入の広報をどのように行っているのかお答え願いたいと思います。

それと、口蹄疫関係でございますが、市長は常にトップセールスを目指しておられるわけでございますが、ここに一月に一千万の飼料費がみえますけれども、トータルで三百八万円、ぱっと見たときに、現在の今新聞等でも非常にこの口蹄疫問題が取り上げられて

おる中で、加治木町ではこれだけしか見ることができなかったのか、トップセールスマンとして、これをどのように補助金を獲得するために、予算計上を今後組まれていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

よそでも非常に今この口蹄疫関係に関しては、どこも財政的に予算が組めないところでありますので、これをどのように今後予算措置していくためにトップセールスとして動かれるのか。

それと次の農地・水についてでございますが、農家にとって非常にこの事業は私も農村地区におりますけれども、非常に助かっていると思います。これが五年のあれで三年が経過し、事業継続がこのままだいけばなくなるだろうし、市長のトップセールスの仕方によって、国への事業の継続をお願いしているということでございますが、このお願いをどのような形で取り組まれておられるのか、やはり何でも一体化しなくては国へは通じないと思いますので、その辺の取り組み姿勢、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 一点の口蹄疫の問題でございますけれども、取り組みにつきましては、本市といたしましては、いち早く始良郡内にこの蔓延をしないということで、湧水町に自主的に職員を派遣し、その防疫に昼夜を問わず取り組んでいるところであります。そういう中にありまして、せり市等が開催されない中にありまして、生産農家におきましては、大変な苦勞と苦渋を強いられるところでございます。そういうことを受けまして、本市においてはせりが行われない関係上、七月にせりが、六月せり、五月、六月分を予

算措置しているわけではありますが、今後ともこのような状況が続くということでありましたら、それにみ合う予算はしっかりと手当てしていかなければならないと考えますので、補正でさらにお願ひすることになるのかというふうに思います。

そのほかのことについては所管がお答えいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 御質問にお答えいたします。

御指摘の龍門滝温泉のひび割れの件でございますが、鉄線入りのガラスでありますので、落下の危険性はないということで計上しておりますんですが、市長が答弁申しましたとおり、年次的に改修するというところで、景観上も入浴者に不安を与えかねますので、早急な対応をしたいと考えております。

それから、くすの湯の変電設備取りかえ工事につきましては、年数が経過したことによる工事費であります。

以上であります。

○農林水産部長（屋所克郎君） まずロールベアラーのことでございますが、牧草をロール梱包する機械でございます。それとこの事業に対しましては三戸以上が対象になるわけでございますが、今回、四戸ということで、基本的にはこの四戸の方々が使われる機械になります。

それから、広報につきましては、二月のころに各場所で座談会を行っているわけでございますが、その座談会の中でこういう事業がありますよという広報をいたしております。

それから、農地・水のこの事業の継続についてでございますが、この事業につきましては、県の協議会のほうも毎年一回開催されております。その中で各市、あるいは町からこの事業に対しては、継

続をしてくれないだろうかといういろんな要請もございます。県内の各自治体の方も、やはりこれは農家にとつて非常にありがたい事業であるというふうに思っておられますので、また一緒になつてそういう陳情とかお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○一五番（堂森忠夫君） 一点だけお尋ねして終わりたいと思

ますが、降灰防止降灰除去施設等の整備事業の畜産農家四戸で、この機種を使っていくということでございますが、これだけのお金を投入して、四戸だけで使用するというのは我々市民の立場から見てもつたいないなという声もありませんかと思っておりますが、これをもうちょっと規約でもつくって、この四戸の方が、ついて、他にも貸し出しするような方向での意見等はなかったのかお尋ねします。それで終わりたいと思います。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

補助金の割合にもありますように、受益者負担というのが二〇％あるわけでございますから、これを使いたいと思われる方は、これに参加をされたいのじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） 堂森忠夫議員の質疑を終わります。

次は、一九番、神村次郎議員の質疑を許します。

○一九番（神村次郎君） それでは通告の順番に従いまして質疑をしてまいります。

四点ございます。一番目ですが、二十二年度の予算編成についてということですが、全体にかかわる問題ですが、旧町で、例えば、財政調整基金の取り崩しの抑制をする、額を決めるとか、地方債の発

行の上限額を決めるとか、投資的経費の事業枠を決める、その年の事業の重要な課題を設定するとか、事業の優先順位を決めるとか、そういったことをしてきた経過がございますが、本年度の予算を作成するに当たって、そういうことは検討されなかったのか、これまで旧町の予算を持ち合うとそういうことでしたので、そこまではいいないと思っておりますが、今年度の予算の編成の仕方についてお伺いいたします。

二番目ですが、口蹄疫対策です。予算書でいくと百三十ページになります。今堂森議員の質疑の中にもございましたが、この口蹄疫の問題、私は宮崎県から鹿児島県に発生をしていない状況というのは、これはもう立派な、私ほめてもいい成果だと思っております。えびの市に移ってから湧水町を含めて近辺の市町村の市長の対応がよかった結果が、今全然県内で発生していない。私はこのことについては敬意を表するところです。

そのことでイベントが中止になったり、地域経済に与えている影響というのかなり大きいようであります。農家だけの問題にとどまらない状況にもなっております。水際といいますが、ここらあたりも水際と全然変わらないと、一步も入れないとそういうことでございますが、先行き、商店街にも影響を与えている状況がございますので、現状と今後の対応についてお伺いいたします。

三番目ですが、委員会、審議会などの人選についてでございます。予算書でいくと六十五ページも、特別職等報酬審議会、同じく、行政改革推進委員会、施政方針の中に五ページに出てきますが、事業評価委員会、これらの予算と大きくかわると思っておりますが、これらの委員会の人選はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

それから、四番目ですが、民間委託、それから、指定管理者制度の推進についてでございます。施政方針でいくと二十三ページになります。これまで一回目を更新をする指定管理者制度になっていきますが、民間に委託をしたりしてきていますが、方針として積極的に導入するという考え方でございますが、現時点で具体的な構想はあるのかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 神村議員の御質疑にお答えいたします。

始めに、平成二十二年度の予算編成についてお答えいたします。財政調整基金の取り崩しについては、特に枠は設けておりませんが、当初予算を編成する時点では、普通交付税や市税の額が確定しておりませんので、財源的に不足を生じることから、財政調整基金からの繰り入れを充てて予算編成したところであります。

また、地方債の発行額の枠についても、今のところ設けておりませんが、平成二十一年度の決算状況や今後の財政健全化判断比率等を勘案し検討してまいります。

投資的経費の事業枠については、始良市としての実施計画が作成されていないことから、旧三町の実施計画に沿ったものとなっておりますが、今後始良市の実施計画が作成されれば、その実施計画に基づいた事業が投資的経費の事業枠と考えております。

次に、口蹄疫についてお答えいたします。

宮崎県は四月二十日の発生以来、五市六町で口蹄疫が確認され、終息の時期が予測できない状態であり、県内においても夏祭り等のイベントも中止や延期される事態となっております。

農家に対しては、発生当初から制限区域内への旅行などの自粛を要請しており、職員に対しても研修・旅行などを禁止する措置をと

り、県内及び市内への侵入防止対策を図っております。

また、四月二十八日、えびの市での口蹄疫が確認された際は、県内及び始良地域内への侵入防止のため、湧水消毒ポイントに同日から一日三交代制、三名ずつ、計九名を消毒作業に派遣し、現在では六月十七日に開設された霧島消毒ポイント、湧水消毒ポイントの二カ所に職員を派遣している状況であります。今後も終息が見込まれるまで現体制を維持していく予定であります。

次に、審議会、委員会等の人選についてお答えいたします。

まず、特別職報酬等審議会の人選につきましては、始良市区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度、市長が任命することになりますが、住民目線に立った公平、公正で適正な判断を導いていただけるよう幅広い分野から、知識経験豊富な委員の方々を選ばせていただきたいと思います。

行政改革推進委員会委員の人選につきましては、県内他市の同様の機関を見えますと、大学教授などの学識経験者、市内企業等の代表者、公共的団体等の代表、市民からの公募委員などによる構成となっております。

本市におきましても、同様の人選になってくるかと考えておりますが、各種、各層からの意見、提言をいただけるような人選を検討しているところであり、本年八月までには委員を決定し、十月上旬には第一回会議を開催する予定であります。

また、事業評価委員につきましては、本市は合併して間もないことから、既に事業評価制度を導入している先進自治体を参考に、そのあり方などを十分研究してまいります。

次に、民間委託、指定管理者等の推進についてお答えいたします。

市長就任後、全庁体制で行財政改革を推進するため、庁内に始良市行財政改革推進本部を設置し、指名管理者制度などを専門的に取り組む作業グループにおいて、調査、検討することとしております。

御質問の民間委託、指定管理者制度の積極的な導入につきましては、この作業グループで調査を行い、行政の効率化や市民の利便性の向上につながるかとされるものについては、その調査結果等を踏まえ指針を定め、議員の皆様や行政改革推進委員会にお諮りしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○一九番（神村次郎君） 二回目の質問をさせていただきます。

予算の関係でございますが、質問に書いておりませんでした、財政調整基金が今残額が幾らあるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、先ほど私は旧町での予算作成上のことを申し上げましたが、このことが大事な問題だと思っております。今後、そのことをぜひ新しい市の中でも取り入れて、財政についての目配りをしていただきたいと思っております。そのことについて引き続き、こういった取り組みをしてほしいと思っておりますが、市長の考え方を聞かせください。

それから、口蹄疫の関係ですが、新聞でも結構にぎわしていますが、私はあるお弁当屋さんに行きましたが、イベントの中止とか、そこは小さな宴会もさせてくれるんですけれども、もう客が減ったと、弁当の数も減ったと、私があるイベントをしました。もちろん市の農政の関係に、こういうイベントをするんだがしてよいかと、そういう話もしながらしましたけれども、八十個ぐらい弁当を頼み



ました。大変喜ばれて、数が減って大変やと、そういう状況でございます。影響がかなりたくさん出てきている状況でございます。

長引く状況の中できのこの新聞でしたか、農家、獣医師さん、それから、いろんな人たちが県内の地方紙に書かれています。出荷をすることができずになかなか大変だと、精神的にも大変な状況になっている。農家は。宮崎県ではケアのために一定の政策を出してきつつありますが、私は一つは三百八万円、予算を支出されておりますけれども、市として、一つは今後農家の援助をどういう考え方でしていくのか、そして国や県への援助要請はすべきじゃないかと思っております。どっかの市は要望していくというようなことも言っておりますが、国や県へ要望していくべきだと思っております。

それから、あと一つ、県の対応なんですけど、本県に発生がないということは、私は県の対応より、この近辺の市、町の対応が先行して、素早くしながらしてきたことが、発生を防いでいるという状況だと思っております。県が緊急対応のマニュアルをつくると言っておりますが、いつになるのか、多分このままでいくと七月二日には解除をされる。そういう状況にもなっておりますが、県の対応についてマニュアルづくりはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思っております。それから、委員会の審議会の関係ですが、仕事の内容もわかりました。おっしゃるそのようなことだろうと思っておりますが、市役所の職員がこれも一般市民から見るとプロ集団ですので、この段階で一定の指定管理者の問題もですが、ここで一定の政策をつくり上げる。議論をする。そのことを外に意見を聞いていく。そのことが大事であって、そのことを述べておられますが、ぜひ役場の市役所の横断的な仕事の中で一定の方針を出していくと、そのことが大事

なことだと思っておりますが、ぜひそのことを進めていただきたいと思います。

以上です。後、今質問の中でありましたことについてお答えいただきたいと思っております。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

財政調整基金の現在高でございますが、平成二十二年三月三十一日現在で約二十二億七千五百万でございます。

以上でございます。

○農林水産部長（屋所克郎君） 口蹄疫についてお答えいたします。

最初に、国、県への援助ということでございますが、まず、始良市といたしましては、先ほど言いましたように、一頭当たり月額一万円の飼料代ということと、家畜導入資金貸付金というのを利用されている農家の方がございますが、この方々に対しましては、子牛のせり市が開催されるまでの間の償還の猶予を行うこととしております。

それから、市税、市民税、法人税、固定資産税とありますが、これに関しましては、同じく猶予の制度を導入していこうかということと考えております。それから、畜産農家の精神的なケアのほうも要請があれば対処したいと考えております。

これらのことは市がやっておりますが、これに伴います財源といえますか、予算が必要になってきますが、これにつきましては、県・国のほうへこういう事業をやっているの、後で交付税措置とかそういうことをお願いをしていこうかということと考えております。

それから、マニュアルについてですが、まだ県のマニュアルはできてはいないと思います。宮崎のはマニュアルはできていまして、そちらのほうを参考にしながら、今対処をしているような状況でございます。

家畜保険制度のほうも、始良市、地元に入ってきた場合はどのようにするんですよというのを、スライド等を使って今マニュアルはできていませんが、その今考えられた中でスライド等を使って、我々のほうで研修していただきましたので、それらを参考にしながら、今後の対策はしていきたいと思いますが、ただマニュアルについてはまだちょっといつになるかわかりません。

以上でございます。

○一九番（神村次郎君） 最後に一つだけお聞きをしますが、市長にお伺いしたいんですが、今現在三百八万円出していますが、大きな金じゃないとは思っていますが、この口蹄疫、畜産県にとりましては大打撃でございます。国や県の援助は要請をすべきだと思います。始良市だけでできない。そういう状況もあると思います。始良、霧島、志布志を含めて、県内の市町で一定の話をしなから、国、県の予算を引き出すという、そういう努力をすべきじゃないかと、小さな金ですが、そのことは歳出をおさえていく中では、非常に大事だところといったことは予算上は必要になってくると思っております。そのことを市長、ぜひ取り組んでほしいんですが、考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

ただいまは口蹄疫が発生いたしました以降、特に湧水町、それから、霧島市、そして伊佐市とも連携を取りながら、特に人員の配置、

応援体制等については、常に連絡を取りながら取り組んでいるところであります。そういう中にありまして、今各行政においてのいろいろな予算措置、現に応援体制で本市はやっておりますが、湧水町などにおいては県境ということもありまして、かなりの予算措置をかけて防疫体制に臨んでいるところでもあります。そのようなことをすべてをかんがみまして、今後ともこれらの関係機関とも連携を取りながら、国県への要望、要請はしっかりとしていきたいと考えているところであります。

○議長（兼田勝久君） これで神村次郎議員の質疑を終わります。次に、二番、笹井義一議員の質疑を許します。

○二番（笹井義一君） それでは、議案第三一号平成二十二年度始良市一般会計予算につきまして順次質問をいたします。

まず、一番目につきましては、少し私のほうで生保の十五億円をプラスするのを抜かしております、このことについては、一応質疑は出しておりますけれども、取り消しをしたいと思います。残額が一番最後のほうですが、二十二億となっております。生活保護関係が十五億三千八百万円がこれから私の試算の中から抜けております、残りが七億一千六百万円というように、これは余り問題にならないというところで、これは省かさしていただきます。ですから、これの答弁は不要でございます。

まず、二番目からまいります、歳入について質疑いたします。

まず一つ目で、自主財源の額が八十六億二千七百万円、歳入総額に対する割合三二・六三％は極めて低いと、このように考えます。特に市税の収入額が六十四億九千七百万円、二四・六一％で、これは余りにも低いのではないかと考えております。このことにつ

いてどのような対策が必要と思われるのか、これが妥当であると思われるのか、市長の見解をお示し願いたいと思います。

それから、二つ目でございますが、依存財源の占める割合、さつきから話になっております六七・三二%、この要因は市債四十七億三千九百六十万円、これが一七・九五%でございますが、この主要な内訳としまして、土木債が十一億六千八百万円、臨時財政対策債が十六億円、借換債が十四億四千九百万円となっております。

その中で、借換債の内訳でございますけれども、一つ目の加治木文化会館建設事業債、借換債が十二億八千八百万円です。それから、加治木龍門の里整備事業債の借換債が一億六千万円、この借換債のうち加治木文化会館建設事業債について、次の六項目について質問したいと思います。

まず一つ目は、借換債の目的でございます。何を目的にこの借換債がなされているのか、それから、この元利償還金の総額が幾らなのか、それから、返済期間、開始年度と終了年度を示されたい。それから、これまで償還済みの額が幾らなのか。五番目が、未償還額が幾らなのか、それから、六番目にこの予算書の二百二十一ページに地方債の一覧表があります。この中に借換債はどのように組み込まれているのか、このことについて御答弁願いたいと思います。

三番目に、歳出について質疑を行います。これは二番目になりませうけれども。

義務的経費百六十億七千二百万円は、人件費、扶助費、公債、それぞれがおおむね二〇%で構成されておりまして、歳出総額の六〇・九%を占めています。一方では、投資的経費の普通建設事業費二十六億八千三百万円、これが支出総額の一〇・一六%でございます。

す。社会資本整備は逐次進められているわけでございますけれども、予算面から見ると、義務的経費にウエートが偏っているようです。

市長は、新市まちづくり計画の七番目に、「効率的な財政運営によるまちづくり」として、「聖域なき行政改革を推進する」と明記されております。今回の当初予算について、市長の見解を述べられたい。

四番目に、二十二年度当初予算について重点項目があれば、これをお示し願いたい。

それから、五番目でございますけれども、先ほど神村議員のほうからもございました。二十二年度当初予算で財政調整基金六億円と減債基金一千二百万円を取り崩して運用することになっておりますけれども、この各種基金、今、財政調整基金は二十二億七千五百万円ということでございますが、この各種基金について現状を示されたい。

それから六番目で、二十二年度の起債残高見込み額、これが三百五十一億一千三百五十万円、本年度予算額が二百六十四億二百万円、この一・三三倍という厳しい財政状況でございます。市民のさまざまな要求、また、私も議員のほうも、あれをやれ、これをやれといういろんなことを要求していくわけでございますけれども、このような要求に対応するため、市長はどのような方策を講じられたいと考えられるか、お示し願いたいと思います。

それから、議案第三二号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定につきまして、質疑します。

本年度の国民健康保険税の収入見込み額が十三億八千七百五十万円となっておりますが、この収納率をどの程度見込んでいるのかと

いうこと。

それから二つ目が、徴収権の消滅時効が五年ということで示されており、すけれども、時効にしないための対策をどのように講じていくのか、お示し願いたい。

以上で一回目の質問を終わります。

○市長（笹山義弘君） 笹井議員の御質疑にお答えいたします。

地方分権が時代の大きな流れとなっている中で、これを支える財政的基盤である市税を初めとする自主財源の充実確保は必要不可欠なものと十分認識しているところであります。長引く景気の低迷で法人税の減収や個人所得が伸びず、税収を取り巻く環境は厳しく、苦慮しております。今後、市有地の処分及び納税の方法や滞納者の実態調査の徹底を図り、十分精査するとともに納税者の公平公正の原則に基づき、滞納額の圧縮に努め、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、加治木文化会館建設事業債についてお答えいたします。

一番目の借換債の目的についての御質問であります。建設事業債につきましては、平成五年度から平成七年度にかけて、地域総合整備事業債三十二億六千八百八十万円の借り入れを行いました。借りかえにつきましては、五年ごとの金利見直しの借換更新方式で償還を行っているところであります。今年度は平成七年度に借り入れを行った分の借りかえとなります。

二番目の元利償還金の総額についての御質問であります。先ほども申し上げましたように、五年ごとの金利見直しの借りかえを行いますので、利息は変動しますが、約四十六億円を見込んでおります。

三番目の返済期間についての御質問であります。三十年償還で借り入れを行い、平成六年度から償還が始まり、平成三十七年度で終了いたします。

四番目の償還済み額と五番目の未償還額についての御質問であります。平成二十一年度末現在で償還済み額が十三億九千八百五十一万二千元で、未償還額が十八億七千二百八十八万八千円あります。

六番目の借換債はどのように組み込まれているかについての御質問であります。区分一普通債、十教育債に含まれております。

次に、今回の当初予算についての見解についての御質疑にお答えいたします。

本年度の予算につきましては、新市まちづくり計画や合併協議での調整結果を尊重しつつ、合併初年度という状況を踏まえ、本年度の予算を編成いたしました。今後におきましては、今年度中に「始良市行政改革大綱」を策定し、「聖域なき行政改革」を推進すべく、できるところから取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今回予算の重点項目についてお答えいたします。

平成二十二年度の当初予算につきましては、合併後、本市初めての予算編成であることから、旧三町の実施計画に基づく事業を計上させていただきます。

主な事業につきましては、防災無線デジタル化整備事業、基幹業務システム統合事業、連結財務諸表等作成支援業務、公有財産台帳整備事業、ふるさとハローワーク設置事業、畜産振興補助事業、育成林整備事業、社会資本整備総合交付金事業、辺地対策事業、過疎対策事業、まちづくり交付金事業、公営住宅建設事業などを計上させていただきます。

次に、平成二十二年三月三十一日現在の主な基金についての状況を申し上げます。

まず、財政調整基金につきましては二十二億七千五百六十六万二千五百円であります。減債基金につきましては二億二千六百二十五万五千九百二十三円あります。土地開発基金につきましては十億六千六百十万五千五百五十二円あります。地域づくり推進基金につきましては三億円あります。地域福祉基金につきましては六億七千九十五万三千円となっております。

次に、平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定についてお答えいたします。

市民生活のより一層の質の向上等を図るためには、さまざまな生活関連社会資本等の整備を計画的に進めなければなりません。それと同時に、市民の負担が軽くなるよう考えていかなければならないと思っております。そのためには、自主財源であります税等で事業が実施できれば理想であります。道路整備事業などの投資的事業を進める上では多額の財源を必要とすることから、地方債を起すこともやむを得ないものと考えております。ただし、後世に大きな負担とならないよう有利な起債を計画的に活用し、行政運営を遂行してまいります。

次に、平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定についてお答えいたします。

初めに、収納率であります。平成二十二年の始良市国民健康保険特別会計事業勘定の一般被保険者の現年課税分は九一%、退職被保険者等の現年課税分を九七%の徴収率を見込んでおります。

次に、時効にしないための対策についてであります。御承知の

とおり、地方税法第十八条に徴収金の徴収を目的とする権利は、法定納期限の翌日から起算して五年間行使しないと時効により消滅すると定めています。さらに、地方税法第十八条の二に徴収権の消滅の時効の中断事由の規定があります。その中断事由には、納付・納入に関する告知、督促、交付要求を行った場合と、民法第四百七条の差し押さえ、承認及び同法第五百十三条の催告の規定が準用されます。したがって、これらを行使用することによって時効を中断することが出来ます。対策としては、内部資料の調査や関係機関等への綿密な財産調査などを行い、不動産、債権等の差し押さえを実施し、また納税相談や分割納付計画時に納税誓約書をとって、時効にしないための対策を講じております。今後ともさらに努力をしてまいります。

以上、お答えいたします。

○二番（笹井義一君） 歳入の自主財源、依存財源につきまして、これは新しい事業、特にことは、本年度は市という立場になりまして、いろんな、これまでなかったものが新しい市の予算の中に組み込まれてきたと。したがって、依存財源が非常に大きくなつて膨らんだ関係で、それもあろうかと考えているわけでございます。しかしながら、しかしながらということですが、大体、自主財源の理想として、四五%、四〇%から四五%ぐらいを維持できたらいいのではないのかなと、徴税については三五、六%ぐらいは確保できたらいいんじゃないのかなと、そのように考えるわけですが、このことについてどのようにお考えなのか、どの程度を目安として、やはり、一つの目標を持ちながら、この行財政運営をやっていくかなければならないと思えますけど、その辺をどの程度のところにおかれ

るのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、この借換債のごとくでございますけれども、平成七年度に借りかえを行って、そして、その分の借りかえということですが、れども、借りかえをする理由としましては、そのほとんどが金利、利率、これが当時高くて、借りかえることによって利率を引き下げることができると。今、非常に金利が低いわけでございますから。そのようなことで、これだけの額を借りかえたのかという、その点が少し見えません。変動という話もございましたけれども、五年ごとの金利見直しの借りかえを行うと。この五年ごとに金利見直しの借りかえを行うというこの意味がはっきりがわからないんですけれども、利息は変動しますが、約四十六億円を見込んでおりますという、こういうことが書いてございますけど、もう少し具体的に御説明を願いたいと思います。

それから、これは非常にすばらしい施設でもございますし、建設して、そして、ことし二十二年ですから、三十七年、あと十五年返していくことになりましたけれども、未償還額が十八億七千万円というところでございますけれども、この借換債の組み込みが、この二百二十一ページの十番の教育費の中に、ここに組み込まれているというところで、前年度の現在高四十五億七千九百六万四千円、それから前年度末現在の見込み額四十三億八千六百六十七万七千円と。それで本年度中、起債見込み額十四億五千八百という、これが借換債と見るわけですかね。それを借りかえて十九億四百一十一万七千円返しますよ。そして見込みが、来年の見込みが、今後の見込みが三十九億四千一百万ですよと、このような見方と解釈してよろしいのか。一応二問目、そのことにお答え願いたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

市税の状況でございますが、徴収率が高いほどいいわけですので、徴収率を上げることによって実財源率も確保できるというふうに考えております。今現在、現年度で約平均で九一％か二％だったと思えますが、これをまず現年の徴収を頑張っていたら、その後、また滞納というようなものを含めていただければ、おのずと徴収率が上がることによって自主財源が上がりますので、そちらのほうに努めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○総務部長（前畠利春君） 加音ホールの関係の借換債の件について説明いたします。

数字については、先ほど市長が申し上げたとおりな内容でございますが、この借換債については、平成七年に当初三・七五で利率がございました。これを五年ごと借りかえをするということについては、当時の状況で言いますと、金利が上がるか下がるかわからない状況の中で三十年償還を固定金利でした場合に、借り入れを行ってあるほう、それから融資をしているほう、それぞれリスクが伴うというところで、五年ごとに、その五年後のその当時のプライムレートを参考にして金利を再設定しようというふうな、そういう制度でございます。そういうことで当初が三・七五％、次の五年目経過で二・三五％、次の五年目で一・八五％というふうな形で金利がその当時のプライムレートに連動しているということでございます。

○二番（笹井義一君） もう一つの自主財源比率。

○議長（兼田勝久君） 答弁漏れですか。

○二番（笹井義一君） はい。自主財源比率をどの程度、私は四

五%ぐらいだろうか、調整が四〇%ぐらいだろうか……。

○議長（兼田勝久君） 自主財源の、自主財源比率の目安をというのを最初に。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

自主財源比率でございますが、これは高いほどいいわけでございますので、今のところ基準といったものが一応ございません。これは先ほども言いましたように、税金については強力な徴収という形のもので推し進めて、自主財源比率も高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○二番（笹井義一君） 私が今質問してるのはですね、まず税金が、税率が幾らとか、そういう話ではなくて、執行部として自主財源比率を全体の予算のどの程度のところを持っていくか、その目標をどこに置いてるかということ聞いてるんですよ。税金についても全体の予算の中で大体どの辺に目標を置いてやっていくか。何も目標がなくてですね、はい、やってみたら、これだけでしたと、それでいいのかって、私はそうじゃないと思う。やはり、一つの目標を定めてやっていかなければならない。それについて、私はやはり市長がその辺はきちっととらえておられなければならぬだろう。ことしは、今年度はですね、確かに、さっきも言いましたように、新年度の予算、初めての予算であると。そして、いろんなものが入りこんできておりますので、確かに依存財源のがずーんと膨らんできて、そして自主財源は減ってきてると。だけれども、将来的にですよ、今現在の話じゃなくて、将来的にこの辺をやはりどの辺までは確保したいなという、そういう目標というか、そういう、

ここまでは何とかしなければならぬ。そこを聞きたいんです。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

通常、自主財源ということ、經常一般財源比率という形のもので考えるわけですが、そういったこと等で、この經常一般財源比率というのが百を越えれば、その一般財源の割合が高いほど、一般財源に余裕があるというようなことでございます。そうなりますと、そういった自主財源比率というのも当然上がっていくんじゃないだろうかというふうに考えております。

主に、その自主財源の主なものが市税でございます。そういったものと徴収率を一〇〇%、できれば課税された分が一〇〇%に近ければ近いほど、その辺が比率が上がっていくというふうに考えております。また、その自主財源の中に使用料とか手数料いろいろなものも含まれてきます。そういったものとの滞納を少しでも減らしていく。そういうことによつて自主財源比率というのは上がっていくというふうに考えておりますので、今のところ目標というか、できれば五〇%、六〇%でも、そういった自主財源比率が上がっていくば、それはいいと思うんですが、今のところ、その基準というのは、その自主財源比率の基準というのは設けておりませんが、まず、その中心であります市税、それについて徴収率を上げるといふふうに考えております。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 財政に対する考え方でございますけれども、行政の考え方ということでありませうけれども、この經常収支比率等々の比率があるのは、財政の硬直化ということについて、ある程度の指標を示していることだというふうに考えますので、その辺

のところ、限りなく、今の経常収支比率を圧縮すべく努力しないといけないでしょうし、また、公債比率等々についても比率を高めることのないような事業展開をしていかなければならない。一方では、しかし、市を活性化させるためには、有利な財源を確保しながら事業を起こしていかなければ、市はまた活性化しないわけでありました。したがって、人口を今後ともふやしていく環境整備をどのようにしていくのか。そして、そのことによって市税も当然ふえてまいりますし、それらのことの年次の目標等々を含め、それらを包含した中で予算というところはしっかり煮詰めていかなければならないというふうに考えているところでありました。したがって、一般交付税を含め、その辺のところもしつかりと精査をいたしまして、有利な財源の確保ということについては、今後とも最大限の努力をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（兼田勝久君） これで笹井義一議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。十分程度。

午後 二時 三十分休憩

午後 二時三十五分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五番、田口幸一議員の質疑を許します。

○五番（田口幸一君） 議案第三一〇号平成二十二年度始良市一般会計予算について、まず歳入の部。

このことについては、先ほどの笹井議員の質疑と重なる部分もあると思うんですが、今、読み返してみたら重なってはいないと思いますので、答えをお願いいたします。

加治木文化会館建設事業債借換債十二億八千八百三十二万円について、償還の終期はいつか、利率は幾らになっているか、借り入れ先はどこですか。

二つ目に、個人市民税の現年課税分の徴収目標率を九六%としているが、これはなぜですか。徴収目標率を一〇〇%としている課目も見受けられます。二つ、三つ、四つ、見受けられます。

次に、配当交付金について、その内容を説明してください。

次に、特別交付税について、どのような性質なのか、また、どのような「施設」って書いてありますけど、これは総務部のほうから間違いじゃないかということ、そのとおりです。どのような「施策等」が該当するのかということ、総務部の次長さんのほうから問い合わせがありましたので、的確な回答があるものと思います。

次に、生活保護費負担金、歳入の部ですが、四分の三、十一億五千七百二十八万四千円について説明をお願いします。

次に、財政調整基金繰入金六億円について、現在どうなっているか説明してください。

土地開発公社経営健全化資金貸付金元利収入一億八百三十八万三千円について説明してください。

次に、歳出の部に入ります。

まず一番目に、各節に管理職手当が計上してありますが、この「経上」の「経」は間違っていると思います。計算の「計」だと思いますので、ここで訂正方をお願いいたします。

部長七級、次長六級、課長六級とありますが、それぞれの部長、次長、課長の一人の管理職手当の金額は幾らですか。予算書により



ますと、七級に十三人が掲載されており、六級に四十九人です。ありますが、合計六十二人の総管理職手当の手当額は幾らになりますか。

七十ページの土地購入費一億八千六百万円について説明を求めます。

まず、場所、目的、面積について、一平方メートル当たりの単価は幾らですか。

次に、七十五ページの基幹業務システム統合委託料二億七千五百四十四万四千円について説明してください。ここで私が説明を求めるのは委託先の企業名、その内容等について詳しく説明をしてください。

次に、百十九ページのあいら清掃センター運転管理業務委託料一億三百四十四万二千円について、業者の選定は入札なのか、それとも随意契約で行っているのか、委託先の会社名はどこですか。また、その会社の内容の説明をしていただきたいと思えます。

次に、百六十九ページの外国語指導助手派遣委託料四百八十六万円は、これは何人ですか。また、どこの国の出身ですか。男性か、女性か、その方ですか。一人の場合、二人、その方々の年齢はどうなっているのでしょうか。例えば、どこの中学校、加治木中学校なら、加治木中学校、小学校、幼稚園等で、どのような指導助手としての役割を果たしておられるのか。そして契約期間は、その方々の契約期間は何年ですか。

次に、百七十一ページの奨学生貸付金一千九百四十四万円は、これは何人分ですか。大学生、短大生、高専生となっておりませんが、高専学校生ですかね。高校生等の内訳はどうなっておりますか。そし

て、この貸付金を受けている方々が卒業就職後の返納の実態を説明してください。これは今から始良市として始まる事業ですが、旧三町の実態でも決算が出てくるんじゃないかと思えます。その実態をお示しください。

百七十六ページの要保護及び準要保護児童生徒援助費二千三百三十八万円は、これは何人分ですか。また、その児童生徒はどのような家庭状況にあるのか。給付または支払い方法はどのような形になっているのか、お示しください。

二百六ページの償還利子五億九千七百万円と一時借入金利子二百万円について、返還先はどこですか。

予算書の二百二十一ページ、このことは先ほど笹井議員と重なるんじゃないかと――読んでみます。重なっていないかもわかりません。

二百二十一ページ、地方債借金の当該年度末現在高見込み額は三百五十一億一千三百四十九万二千円になっております。

当然、事業をすれば、多くの事業をすれば地方債を発行することになります。これは先ほど市長の答弁説明にもありましたが、これは現役世代、子、孫、・・・と、私、過去に説明を受けた、平安時代にさかのぼっても返せないというような、そういうような数字になるということをお聞きしましたが、長い年月により返済しなければならぬと思います。何年後に返還終期になるのか。これは、今の国のほうでも管総理が平成二十年度にこの債務を解消すると、願わくばゼロにするというふうにして選挙戦に臨んでおりますが、始良市のこの今の状況で行きますと何年後に返還終期になるのかお示しください。また、東京都や他の自治体では自主財源が豊富です。

東京都なんか地方交付税ちゅうのはわずかしか受けていないと。他の市町村自治体でも地方交付税は少なく、自主財源が八〇%ぐらいあるということも聞いておりますが、自主財源を確保するのに笹山市長はどのような政策を考えておられるのか。また、始良市の起債制限比率はどのようになっていくのか。まだ始良市となつての決算は出ていないわけですけど、わかる範囲で、詳しくお示しをいただきたいと思います。この有利な起債というのは、先ほどの議員の中で、また笹山市長の答弁の中でもありました。有利な起債はどのようになっていくのか、始良市の実態ですね、その内容を具体的にお示しください。

次に、予算概要説明書の八ページの生活保護扶助十五億三千八百二十九万九千円は何世帯分か、これだけ通告していますので、これはこれでいいです。全額を国が負担するのか。違うところがあれば、そこを説明してください。

次に、議案第三二号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について、まず歳入の部です。

八ページの医療給付費分現年課税分の徴収目標率九一%は低いのではないですか。なぜかと言えば、これは財政調整交付金のペナルティというのがありますから、その関係ですか。もう少し徴収目標率を上げて、市長を中心にしてですね、されて、努力したほうが、私はよいと考えます。ほかに理由があれば、そこを説明してください。

議案第三六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業予算について、歳入の部。

現年度分普通徴収保険料七千九百六十二万八千円の徴収率八五%

は低すぎるのではないですか。その理由を詳細に説明をしてください。

次に、十八ページの介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金一千一百七十七万九千円について、処遇はどのように現在なっているのか。具体的にお示しください。

三十六ページの派遣職員給与負担金二千六百四十八万円は何名分か、またどこに派遣しているのか、その仕組みがわかりませんのでその仕組みをお示しください。

議案第四九号始良市監査委員の選任について議会の同意を求める件について、梶隆志氏は始良市において税理士事務所を開業しておられます。どのような会社等を年間何件ぐらい、これを見てですか。診断しておられるのですか。始良市の監査日数は相当期間にわたると思いますが、その点はこの事務所を開業しておられて心配はないのか。

次に、梶税理士事務所の職員数は何人か、また議選委員との関連はどのようになっておりますか。

以上、一回目の質疑です。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑にお答えいたします。

教育関係につきましては、教育長がお答えいたします。

加治木文化会館建設事業債借りかえにかかる平成二十二年予算に計上しております借換債は、平成七年度に借り入れを行った地方債についての借りかえになります。償還終期につきましては、平成三十七年度になります。借り入れ利率につきましては、現時点で平成六年度の借り入れ分が一・七〇%、平成七年度の借り入れ分が

一・七五％であります。借り入れ先は鹿児島銀行であります。

次に、個人市民税の現年課税分徴収目標率についてお答えいたします。

市で賦課徴収する税目につきましては、当初予算時点では経済状況や前年度の実績等を勘案しながら確実な予算計上が求められ、調定額並びに徴収率を推計し予算計上をいたしております。そのような観点から、九六％と記載しております。

また、市で賦課しない交付金等は、調定額に対して一〇〇％の歳入が見込めるために、一〇〇％の記載いたしました。

次の、配当交付金は上場株式等の配当所得について課税するもので、県が徴収しその一部を市町村に交付するものであります。

次に、特別交付税についてお答えいたします。

地方交付税には普通交付税と特別交付税の二種類がございます。普通交付税は地方公共団体の財源不足額を公平に補てんすることを目的として交付されるもので、その算定には人口や面積などの客観的な指標が用いられ、画一的、機械的に算定されるものであります。これに対して特別交付税は普通交付税の画一的な特性から生ずる各地方公共団体の実態とのかい離を是正すること、年度途中で発生した災害など、予測しがたい財政需要に対処することの二つを目的として交付されているものであります。特別交付税の算定内容につきましては、先ほど申し上げました災害等の発生による特別の財政需要のほか、文化財保護に要する経費やバス路線運行維持に要した経費など、普通交付税の算定における基準財政需要額において補足されなかった経費を対象として算定されるものであります。

生活保護費負担金についてお答えいたします。生活保護費負担金

十一億五千七百二十八万四千円は生活保護扶助費及び中国残留邦人等支援助給費に対する国庫負担金でありまして、生活保護法第七十五条第一項に国は市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の三を負担しなければならぬと規定してありますので、この規定による負担金ということでございます。

財政調整基金についてお答えいたします。

財政調整基金は経済の不況等により税収の減や災害の発生などにより思わぬ支出に備えるものであります。神村議員にも答弁いたしましたように、当初予算を編成する時点では普通交付税や市税の収入額が確定しておりませんので、財源的に不足を生じることから財政調整基金からの繰り入れを充てて予算編成したところであります。

土地開発公社経営健全化資金貸付金元利収入についてお答えいたします。

合併前の加治木町と加治木町土地開発公社は、加治木町土地開発公社の保有資産に係る金利負担を軽減するために、平成十九年二月に平成二十三年度を目標準度とする土地開発公社経営健全化計画を策定しました。その中で、加治木町は加治木町土地開発公社とともに須崎地区公共用地の利活用や買い戻しに積極的に取り組むこととし、また償還期間を平成三十三年までとする無利子の融資、経営健全化資金の貸し付けを行っております。

旧三町の合併により、加治木町土地開発公社の持つ土地、預貯金及び借入金すべてが始良市土地開発公社に継承されたことによる始良市土地開発公社からの本年度一年間の償還額一億八百三十八万三千円の計上であります。

次に、管理職手当についての御質疑にお答えいたします。

部長級の管理職手当の月額は五万五千円、次長・課長級の管理職手当の月額は四万二千五百円となります。また、七級十三人、六級四九人、合計六十二人の管理職手当の総額は、三千三百五十七万円となります。

次に、土地購入費についてお答えいたします。

本年度の用地購入費は、先に述べた経営健全化計画に基づき始良市が始良市土地開発公社から買い戻す額であり、その内容は面積約一万一千平方メートル、一平方メートル当たり約一万六千九百円です。なお、本年度の購入地は、現時点では須崎公共用地の一部を予定しております。

次に、基幹業務システム統合委託料についてお答えいたします。三町合併に伴う基幹業務システムの統合委託料につきまして内訳を申し上げます。

統合経費につきましては、大きく三つに分類され、機器の購入経費、いわゆるハード経費が六千七百二十万円、システム統合経費が一億九千八百七十九万四千円、データ移行費が七千六百六十五万円で、合計三億四千二百六十四万四千円となっております。そのうちハード経費六千七百二十万円につきましては、平成二十一年十月に三町を代表いたしました旧始良町から支払われており、残り二億七千五百四十四万四千円につきまして今年度予算計上いたしました。システム統合の契約業者は、行政システム九州株式会社鹿児島支店、鹿児島市中央町十二番二号で、旧三町においてシステム開発等を行っていた業者であります。

次に、あいら清掃センターの運転管理業務委託料についての御質

疑にお答えいたします。

まず、一点目の業者選定は入札か、それとも随意契約かとの御質問でございますが、選定につきましては随意契約であります。

二点目の委託先の会社名につきましては、エスエヌ環境テクノロジ株式会社であります。

また、会社の内容につきましては、本社を大阪市に置き、全国に九支社を構えており、昭和三十年に設立され、業歴五十五年を有する古参企業であります。資本金は二億円、八百万株を保有しており、従業員数百五十一名の上場株主であります。主に官公庁工事を主体とするごみ焼却場施設などのプラント工事を手掛けており、年商約百四十七億三千万円の実績を有する業者であります。

次に、償還利子及び一時借入金利子の返還先についてお答えいたします。

償還利子につきましては、これまで地方債の貸し付けを受けている財務省理財局、株式会社かんぽ生命保険、株式会社ゆうちょ銀行、地方公共団体金融機構のほか、鹿児島県、鹿児島県市町村振興協会、鹿児島銀行、あいら農業協同組合などがございます。

また、一時借入金利子につきましては、一時借入金を今後行う場合には民間の銀行等から借り入れを行うこととなりますので、その借入先に対して利子を支払うこととなります。

なお、一時借入金利子には本市が保有する基金の繰り替え運用に対する利子も含まれており、この場合は当該基金に対し運用利子を支払うこととなります。

次に、地方債関係についてお答えいたします。

まず、何年度に返還を終えるのかということですが、地方

債はその借入先及び対象事業によりましてそれぞれ償還期間が異なっております。平成二十二年度一般会計予算におきましては、最も短いもので農業農村整備事業や辺地対策事業などを十年償還、最も長いもので臨時財政対策債の二十年償還を予定しております。また、地方債の償還に要する自主財源の確保につきましては、まず自主財源の大きな割合を占めている市税の徴収強化を図ることを初めとして分担金及び負担金使用料及び手数料等の収納確保に努めてまいります。

次に、始良市の起債制限比率についてでございますが、平成十九年六月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、起債制限比率にかわり現在は実質公債費比率という指標が用いられていますので、実質公債費比率につきましてお答えいたします。

先に、報告第一号として平成二十年度決算に基づく始良市の健全化判断比率について御報告いたしました。平成二十年度決算による実質公債費比率は一三・七％となっております。財政の早期健全化基準である二五％を大きく下回っている状況であります。

次に、有利な起債についてでございますが、一般的に有利な起債とはその元利償還金が後年度の普通交付税の算定における基準財政需要額に算入されるものを言いますが、平成二十二年度一般会計予算におきましては、臨時財政対策債はその元利償還金の一〇〇％が算入されるのを初め、辺地対策事業は八〇％、過疎対策事業は七〇％、その他につきましてはおおむね三〇％から五〇％の範囲内で交付税措置がなされる予定でございます。

次に、生活保護扶助費についてお答えいたします。

生活保護扶助費は何世帯分かということですが、湯川議員の質問にお答えいたしましたとおり被保護世帯は六百五十世帯分として積算しております。

負担としましては国が四分の三を、残りの四分の一に一般財源を充てることとなりますが、地方交付税の基準財政需要額に算定され、ほぼ全額交付されることになると考えております。

平成二十二年度の始良市国民健康保険特別会計事業勘定の一般被保険者の現年度課税分は九一％を、退職被保険者等の現年度課税分を九七％の徴収率を見込んでおります。

長引く不況による所得の減少や、会社等の離職者の増加による影響もありますが、徴収率については近年の徴収状況を勘案すると決して低い率ではありません。これまでの旧三町での収納率等を勘案し、また国庫補助金の減額を避けるためにも九一％以上の収納努力が必要となっております。そのため、本予算では九一％以上を見込み計上しております。今後とも保険税の収納対策に取り組み、収納率を向上させるよう最大限の努力をしたいと思います。

次に、介護保険特別会計事業勘定についてお答えいたします。介護保険の普通徴収者には、誕生日が来て満六十五歳を迎えた方と、特別徴収から何らかの事情により一時的に普通徴収となられた方が普通保険料の対象者であります。介護保険は満六十五歳以前はそれぞれの加入していた健康保険の保険料の中に介護分として含まれており支える側でありましたが、六十五歳からは保険証を持ち保険料を支払うこととなります。その変わり目は、普通徴収となり特別徴収は翌年度の十月からになります。その制度の変わる時点で御理解をいただけない方がおられます。また、特徴であった

方でも、例えば自己都合により年金を担保にされ年金から引くことができない場合、普通徴収に変更せざるを得なくなり、結果、納期遅れとなり、滞納につながっております。今後、制度の説明や納めやすい環境づくりに努め、徴収率の向上に努力してまいります。

次に、介護保険特別会計における介護従事者処遇改善臨時特例基金は、介護現場で従事される方々の離職率改善等のために創設された基金でありまして、介護報酬引き上げに伴う介護保険料上昇分を平成二十一年度で全額、平成二十二年度で二分の一を補うために繰り入れするものであります。したがって、被保険者の保険料を抑えつつ、介護事業者への介護報酬は平成二十一年度より三%上乘せした形で給付費をお支払いしているところであります。

この基金の具体的な処遇を御質問されておられますが、保険者としては上乗せされた介護報酬がこの基金の趣旨に沿った形で従事者の方々の給与等の処遇に改善されているものと考えております。

次に、介護保険特別会計保険事業勘定予算についてお答えいたします。

地域包括支援センターには保健師、主任看護支援専門員、社会福祉士の三職種の配置が介護保険法施行規則により義務づけられています。市は社会福祉法人及び医療法人と協定を締結し、専門的資格を有する職員五人の派遣に協力していただき、現在事業運営を行っているところであります。御質問の負担金は、この五人の派遣職員の給与等で本市が派遣元の事業所に負担しているものであります。次に、始良市監査委員の選任ついて議会の同意を求める件についてお答えいたします。

まず、梅氏が開業されている税理士事務所がどのような会社等を

年間何件くらい見ておられるかとの御質問につきましては、同事業所の顧客情報でもあることから本議会の場における回答は差し控えてさせていただきます。

始良市の監査日数に対して事務対応ができるのかとの御質問につきましては、年間を通じて十分に対応できる旨、確認をとっております。また、同税理士事務所の職員数は現在四人と伺っております。

議選委員との関連につきましては、識見を有する監査委員として、また議会議任の監査委員としてそれぞれの判断、裁量に基づき合議して監査の報告、意見の決定を行うものであることから、それぞれ公平、公正な立場において行政における適法性、妥当性及び効率性について良好な連携のもと、監査業務が執行されるものと認識しております。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、教育委員会関係についてお答えいたします。

外国語指導助手につきましては、英語を母国語とする外国人を招致し、生の英語に触れる機会を生徒に提供することを通して、英語のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国文化、生活に触れ国際感覚をはぐくむことを目的としており、実施の形態としては中学校の英語教諭と外国語指導助手が一体となって共同授業を行っております。

今回の委託先は、教育委員会などに外国語指導助手を派遣している会社であります。市内のすべての中学校へ派遣される外国語指導助手はアメリカ出身三十歳、カナダ出身三十九歳、オーストラリア出身四十四歳のいずれも男性であります。

また、契約期間は一年となっております。

次に、奨学資金についてお答えいたします。

貸し付けの人数であります。合併前の旧三町からの継続貸与分が三十人で九百十八万円であり、その内訳は高等専門学校生を含む大学生が二十二人、高校生が八人となっております。

本年度の新規貸し付けにつきましては三十三人で、九百九十六万円以内を予定しております。その内訳は、高等専門学校生を含む大学生が二十一人、高校生が十二人となっております。

また、平成二十二年度の償還対象者は、継続償還者が百二十六人、平成二十二年に就職が予定され償還が始まる新規償還者が十九人で、合計千七百五十七万円を予定しております。

滞納者は平成二十二年四月一日現在十六人で、二百九十五万三千円となっております。

次に、要保護及び準要保護児童生徒援助費についてお答えいたします。

今回、該当する要保護及び準要保護の児童数は、計四百十二人が見込まれるとして予算計上しております。給付の対象となります。要保護者は、生活保護法に基づいており、また、準要保護者は学校教育法及び生活保護法に基づき、主として市民税が非課税または減免等を受けている者、保護者の職業は不安定で生活状態が厳しいものなどとなっております。

また、給付の方法としては、教育委員会事務局から学校に年三回の支払いを行い、学校からは保護者に現金または口座振り込みによって支給が行われております。

以上、お答えいたします。

○五番（田口幸一君） 今市長及び教育長から詳しく綿密な回答

をいただき、まあ九八％は理解できました。そこで、一つ二つお尋ねをいたします。

先ほど笹井議員の質問にも出てきましたが、加治木文化会館建設事業債借換債について、私は違った立場からお尋ねをいたします。

この加治木文化会館というのは私たちが通称呼んでいる加音ホールのことですかね。この施設の年間利用者数は何人ですか。そして、年間の維持管理料は幾らになりますか。ここで働いておられる職員は何人配置してあるのか。またその職員の内訳は正規職員、非正規職員についてもお示しくください。それから、年間の使用料収入は幾らになるのですか。この施設で働いている職員、先ほど言いましたが、何人というあれをしましたので、人件費は総額で幾らになりますか。また、いろいろ大きな施設ですので、物件費も係ると思います。物件費は幾らになりますか。

それから、教育委員会のほうは後にいたしましたので、次に、議案第四九号の代表監査委員の識見ですね、月額報酬は十万円というふうな認識をしております。それから、議選委員の月額報酬は以前と据え置きで五万七千五百円というふうに私は認識しておりますが、ここから十万円と五万七千五百円ということで、先ほどの回答では公平、公正なことですが、こういう月額報酬は十万円と五万七千五百円という大きな開きがあります。以前は、この始良町の場合の識見は八万三千数百円だったと思います。今度それが十万円に上がっております。まあこのようなことから、識見委員、まあ代表監査委員と議選委員の立場は、同等なのか、それとも違うのか、そこ辺のところをお聞かせください。

議選委員も非常に忙しいですから、議員活動をしながらこの議選

委員としての職務に当たられるわけです。そこ辺のところをお聞かせください。

それから、重なると思うんですけど、もう二回目で質疑を終わります。

監査の日数はこの報酬も違いますけど、監査の日数は識見委員と議選委員は違ってくるのか、違うのか、今までは一緒だったというふうに認識しているんですが、また監査したそのまとめは委員がすべて行うのか、それとも監査委員会事務局の職員が行うのか、そこをお聞かせください。

それと、教育長にお尋ねをいたします。

大変この奨学生貸付金の返納の実態ということで、素晴らしくいい制度だと私も認識をしております。しかし、この一番最後の答弁の下りで、滞納者は平成二十二年四月一日現在十六人で、二百九十五万三千円になっているという今教育長の答弁をいただきましたが、この卒業して就職を、この優秀な始良町の公金を受けて四年ないし三年あるいは高専生は五年ですかね、そういうことで学業を積まれて社会に出られるわけですけど、この平成二十二年四月一日現在、滞納者が十六人で二百九十五万三千円という滞納者と滞納額がありますけど、これらの学生・生徒・高専生は、このありがたい奨学生貸付金が自分たちに非常にありがたいということですけど、この借りた学生・高専生・生徒の方々のことを、こういう滞納があるという実態を教育長先生と笹山市長はどのようにお考えですか、お聞かせください。

○総務部長（前畠利春君） 加音ホールへの件につきまして御質問いただきました。加音ホールにつきましては、指定管理者制度を

導入いたしております。現在財団法人加治木町開発公社が運営をいたしております。それに伴いまして、本市からこの加音ホールに対して指定管理料を払っております。これにつきましては、総務部総務課長がお答えします。

それから、監査委員の関係でありましたけれども、監査委員の識見者と議選の関係の業務のことについてお尋ねでしたが、これにつきましてはこれまで識見者、議選選出の監査委員、両方でそれぞれ日程等を調整されて本市の監査に当たっていただけというふうに思っております。

それから、監査結果等についてのまとめ、あるいは意見等については、識見者、議選選出の監査委員の方がまとめていただきまして、それをもとにして報告書等の作成については事務局がお手伝いをするというような形になるうかというふうに思っております。

私のほうから、以上です。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務課長の恒見です。御質問にお答えいたします。

総務部長のほうから先ほどございましたように、加音ホールにつきましては指定管理者制度が取られており、予算書のほうにも計上してございますけれども、年間予算としましては指定管理委託料を四千二十四万四千円ということで支払うような形になっております。また、指定管理につきましては、加治木町において十八年度からの実績があり、また二十一年度からさらに五年間の更新をかけて二十六年の三月までは指定管理制度が取られるような形になっております。

また、指定管理をとっている関係で、使用料につきましてはすべ



て指定管理取つてこの財団法人加治木町開発公社のほうで収入として取られているところでございます。

以上です。

○教育長（小倉寛恒君） 本市の奨学資金の滞納者に対する対応でありますけど、まず、滞納者に対しては三カ月以上未納が発生した場合には、本人に対する催告の通知、いわゆる未納通知文書を発送するとともに、また電話あるいは訪問、そういう形で本人への催告を行ってまいります。

また、再三の文書で督促に、催促に応じなかった場合には、連帯保証人に対して連絡して納付してもらおうということで対応してまいりたいと思います。また、こうしたありがたい、今田口議員おっしゃるとおり、ありがたい制度が市民の血税によって賄われているということは、今回の新規の二十二年度の第一次募集の貸与者からしっかりと個々、貸与者に対して話をし、また今回償還が始まる者に対してそのような連絡をして参りたいと思っております。

○市長（笹山義弘君） 奨学生貸与制度でございますけれども、貸し付け制度でございますけれども、就学する際はそれぞれの生徒、学生につきまして向学の意志に燃えまして、就学につきましてそれぞれの学校について、そしてそれを生かす目的で就職をするのでありますけれども、その途中で何らかの原因によりまして就職がままならなかったり、就職後離職するとかいろいろな原因がありまして、その返済費に困窮するということの事情もあるようであります。しかし、どのような理由があるにせよ、この滞納があることによつてそれぞれの対象となる貸与を受ける学生に影響を及ぼすことでありますので、公平、公正な観点からしっかりとこのことについては教

育委員会にも指導を求めていきたいというふうに考えているところでありませう。

○五番（田口幸一君） はい、了解しました。

○議長（兼田勝久君） 議案四九号のはいいんですか。

○五番（田口幸一君） はい。まだ何かあった……。

○議長（兼田勝久君） 監査委員選任同意案件の質疑を……。

○五番（田口幸一君） ああ、その十万円と五万七千五百円で識見と議選の委員の立場は同等なのか、それとも違うのかという部長の……。

○市長（笹山義弘君） 監査をお願いする際には、当然識見者、それから議選の委員の方、立場は同等であろうというふうに考えているところでありませう。今までの慣例等に見ますと、その代表監査の方がこの委員会事務局に命じましていろいろと監査の取りまとめを指導いただいているというふうに考えているところでありませうけれども、本年度からはさらに有資格者を、就任当初から私も探しておりましたところ、幸いなことに税理士という資格を有した方がついでにいただくことになりました。大変ありがたいことだというふうに思います。このことを活用いたしましたので、会計監査のみならず事業監査含め、それから先ほど出ました貸借対照表等の作成についても助言がいただけるものと考えているところであります。

○五番（田口幸一君） 了解。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○五番（田口幸一君） はい、了解いたしました。

○議長（兼田勝久君） これで田口幸一議員の質疑を終わります。

△延 会

○議長（兼田勝久君） お諮りします。総括質疑の途中でありませんが、本日の会議はこれで延会したいと思えます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。本日はこれにて延会することに決定しました。次の会議はあす二十五日午前十時に開会します。

本日はこれで延会します。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立下さい。一同、礼。

午後三時三十七分延会